

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月28日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井博務
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 松岡雅啓
【最寄りの連絡場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3035
【事務連絡者氏名】	取締役 松岡雅啓
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,015,500,000円(予定) (平成25年8月7日決定予定)
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（上限）	内容
普通株式	346,750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下、「本第三者割当増資」といいます。）は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 事業再生計画の概要について」に記載のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）による支援を受けながら進める事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）の一環として実施するものであります。本事業再生計画の概要につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 事業再生計画の概要について」をご参照ください。

2. 本第三者割当増資は、平成25年6月18日（火）開催予定の第119回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において本第三者割当増資が承認されることを条件として、平成25年3月28日（木）開催の取締役会において決議されております。なお、本第三者割当増資に係る取締役会決議は、本事業再生計画の一環として実施するものであることから、本事業再生計画の提出先である機構に対する再生支援の申込みに係る取締役会決議と併せて行われております。また、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本第三者割当増資は有利発行に該当するものと判断されます。そこで、本株主総会において、本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得る予定です。また、本株主総会では、当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更の決議も併せて行われる予定です。

3. 本第三者割当増資の実行は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 事業再生計画の概要について」に記載のとおり、本株主総会において、()当社を株式交換完全親会社とし当社連結子会社5社（中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社及び三泉シャワー株式会社を指します。以下、これら5社を総称して「連結子会社ら」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、機構により、関係金融機関等が当社に対して有する金融債権に関して、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正を含む。以下、「機構法」といいます。）第28条第1項に定める買取決定（以下、「本買取決定」といいます。）が行われること（平成25年6月20日予定）、並びに当社に対して金融債権を有する関係金融機関等（以下、「関係金融機関等」といいます。）から受ける約602億円の債権放棄（以下、「本債権放棄」といいます。）が実行されることを条件として行うものであります。

4. 本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本第三者割当増資に先立って当社が予定している本株式交換の効力発生（平成25年7月9日を予定しております。）までは本株主交換における反対株主からの株式買取請求の有無などが未確定であるため、前記発行数（上限）は、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定した場合に、希薄化率に関する株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本第三者割当増資後に割当予定先が保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を約90億円（予定）とすることを勘案して、割当予定先が引受けることが想定される最大の発行株式数を記載しております。

なお、発行数の上限に関しては、具体的に以下のように確認することができます。すなわち、当社の発行済株式総数は、平成24年9月30日現在131,383千株であり、議決権数は、128千個となっております。本株式交換における反対

株主による株式買取請求が全くなされないと仮定した場合に、本株式交換による当社株式の新規発行数は、152,772千株を予定しており、これにより議決権数は、66千個増加する予定です（なお、子会社間の持ち合い株式に交付される当社株式については、子会社が保有する親会社株式に該当することになることから、議決権数の増加に寄与致しません。）。さらに、本第三者割当増資により346千個の議決権が増加することによって、総議決権数は541千個となる予定です。この結果、スポンサー（新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社及び大和P Iパートナーズ株式会社の6社を指します。以下、当該6社を総称して「スポンサー」といいます。）の本第三者割当増資後の議決権数は、スポンサーの既所有分15千個と合わせて362千個となり、総議決権数に占める割合は、67.0%（3分の2超）となる予定です。しかしながら、本株式交換において、株式買取請求が行われた場合には、株式交換による新規発行数が減少するため、スポンサーが3分の2超の議決権を獲得するための必要株式数が減少いたします。このため、本第三者割当増資の発行数346,750千株は、発行数の上限となっております。

本第三割当増資の最終的な発行数及び発行価格は、本株式交換の結果（反対株主による株式買取請求の結果を含みます。以下、同じ。）を踏まえて、本第三者割当増資後に割当予定先が保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を約90億円（予定）とすることを勧案し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと協議の上、前記発行数（上限）及び後記「（2）募集の条件」記載の発行価格の範囲内で平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において最終決定いたします。

5．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数（上限）	発行価額の総額（円） （予定）	資本組入額の総額（円） （予定）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	346,750,000株	9,015,500,000	4,507,750,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	346,750,000株	9,015,500,000	4,507,750,000

（注）1．第三者割当増資の方法によります。

2．発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額（発行価格を26円と仮定して算出）であります。また、増加する資本準備金の額の総額は4,507,750,000円（発行価格を26円と仮定して算出）の予定です。

3．最終的な発行数及び発行価格は、本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後に、前記発行数（上限）及び後記「（2）募集の条件」記載の発行価格（下限）の範囲内で平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において最終決定いたします。よって、発行価額の総額、資本組入額の総額及び増加する資本準備金の額も、同最終決定によって決定いたします。なお、発行価額の総額は90億円～93億円の範囲となる予定です。

（2）【募集の条件】

発行価格 （円）（下限）	資本組入額 （円）（予定）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
26円	4,507,750,000	1,000株	平成25年8月27日 (火)	-	平成25年8月27日 (火)

（注）1．第三者割当増資の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額(発行価格を26円と仮定して算出)であります。
3. 発行価格については、26円を下限としておりますが、本株式交換の結果により、本第三者割当増資の発行数が減少する可能性があることから、資金調達所要額(90億円~93億円)を確保するためには、26円を上回ることが考えられます。
4. 払込期日までに、総数引受契約を締結しない場合は、本普通株式に係る割当は行われなないこととなります。
5. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
6. 本第三者割当増資の実行は、本株主総会において、()本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、機構により、本買取決定が行われること(平成25年6月20日予定)、並びに本債権放棄が実行されることを条件としております。
7. 本第三者割当増資の申込期間及び払込期日は、本第三者割当増資が本債権放棄の実行を条件としていることから、本債権放棄の実行と同時を予定しており、本債権放棄の実行は、本買取決定に基づく債権買取り等の実行と同時を予定しているところ、当該債権買取り等の実行は、当該債権買取り等の実行に係る債権調査のための期間(本買取決定から2ヶ月程度)を勘案して、平成25年8月27日に予定されていることから、本第三者割当増資の申込期間及び払込期日も同日に設定しております。
8. 最終的な発行価格その他の募集条件は、本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後に、前記発行数(上限)及び発行価格(下限)その他の項目に記載された範囲内で平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において最終決定いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社中山製鋼所	大阪市大正区船町一丁目1番66号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	大阪市中央区伏見町三丁目5番6号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)(予定)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
9,015,500,000	33,000,000	8,982,500,000

(注) 1. 払込金額の総額(予定)は、前記の発行数(上限)及び発行価格(下限)を基礎として算出した見込み額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用は、主に登録免許税等の登記関連費用を予定しております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(億円)	支出予定時期
構造改革費用等(注2)	約35	平成25年8月～平成27年3月
設備投資資金等(注3)	約55	平成25年8月～平成27年3月

(注) 1. 調達した資金について、支出予定時期までの資金管理につきましては、当社取引銀行への預金で保管する予定です。

2. 構造改革費用等の内訳は以下のとおりです。

- ・人員整理に伴う退職金の支払い等(見込み) 約12億円
- ・組織運営体制の刷新に伴う人員の異動及び雇用条件の調整その他の人事労務費用(見込み) 10億円
- ・事業再構築にかかるデューデリジェンス費用(見込み) 約3億円
- ・事業再構築にかかる諸手数料(見込み) 約3億円
- ・事業再生計画策定に関わる外部専門家費用(見込み) 約7億円

3. 設備投資資金等は、主に船町工場(鉄鋼事業)の工場運営上、必要不可欠な維持更新(老朽更新)投資を予定しており、生産能力の拡大のための新規投資は見込んでおりません。なお、設備投資資金等の内訳は以下のとおりです。

- ・機械及び装置(見込み) 約49億円
 - ・製鋼 約8.8億円
 - ・メッキ精整 約7.0億円
 - ・熱延 約21.3億円
 - ・その他 約12.0億円
- ・建物及び構築物等(見込み) 約6億円
 - ・製鋼 約0.9億円
 - ・メッキ精整 約0.7億円
 - ・熱延 約2.5億円

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

事業再生計画の概要について

1. 本事業再生計画の基本方針

当社は、平成25年3月28日、主力銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行（以下、「三菱東京UFJ銀行」といいます。）と連名にて、機構に対し当社の本事業再生計画を提出し、同日付で機構法第25条第4項に定める再生支援決定（以下、「本再生支援決定」といいます。）を受けております。本事業再生計画は、当社の主力事業である鋼材事業（鋼板事業及び棒線事業）の収益力改善に向けて、徹底したコスト削減を図り、為替を含む市況の影響に耐えうる事業基盤を構築するとともに、優良な顧客基盤の活用に向けたグループ一体経営の強化及び財務体質の改善により、事業の再生を図ることを主要な内容としております。

本事業再生計画における基本方針は、次の3点です。

業界トップクラスのロー・コスト経営の確立

当社は、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施し、電気炉業界内において最もロー・コストな経営体制の構築を目指します。

なお、当社の組織運営体制としては、分散化した権限を集約するとともに意思決定の迅速化を図るために取締役の人数を現状の6名から3名にスリム化し、外部招聘の取締役2名を新任の取締役として選任し、経営体制の刷新を図る予定です。具体的には、本株主総会において、（ ）本株式交換、（ ）当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び（ ）本第三者割当増資に係る承認を得ることを前提に、当社の代表取締役である藤井博務は退任し、当社は、関係各位と協議の上、外部から招聘する森田俊一氏を新たに代表取締役に選任する予定です。また、当社の取締役及び常勤監査役は、一名を除き全員退任し、取締役のうち箱守一昭に限り、本事業再生計画の遂行に必要な人材であるため、プロパーの取締役として留任させる予定です。その他の詳細については未定ですが、確定次第速やかに開示します。

なお、森田俊一氏の生年月日及び略歴は以下のとおりです。

生年月日	略歴	
昭和19年 10月29日	昭和42年4月	東洋鋼板株式会社 入社
	平成8年6月	同社 本社商品開発部長
	平成9年6月	同社 取締役
	平成12年6月	同社 常務取締役
	平成15年6月	同社 環境・技術・機能材料部門担当
	平成16年6月	同社 専務取締役
	平成18年4月	同社 取締役専務執行役員生産本部兼下松工場長
	平成22年4月	徳山大学 理事（現任）
	平成22年6月	東洋鋼板株式会社 顧問
	平成24年3月	同社 退職

グループ一体経営の強化による総合力の発揮

当社は、連結子会社らとの統合により、更なるロー・コスト経営を実現し、連結子会社らの競争優位性のある営業力を一体化させ、当社グループの総合力を発揮します。また、物流機能や間接部門等についても、当社のグループ全体の業務を統合し、更なるコスト競争力の向上を図ります。

健全な財務体質への改善

関係金融機関等から本債権放棄（約602億円の債権放棄）を受けることで有利子負債を306億円程度まで削減し、スポンサーによる総額約90億円（予定）規模の出資を受けることで、財務体質を大幅に改善します。

また、負の利益剰余金を可及的速やかに解消するために、平成26年度上期を目的に資本剰余金の額の減少及び減少額の利益剰余金への振替（欠損の填補）を実施する予定です。

2. 企業再編等

当社が、本事業再生計画を遂行し、当社事業の再生を図るためには、グループ一体経営を強化し、当社グループが一体となって再生に取り組むとともに、財務体質を改善する必要があることから、以下の企業再編等を予定しています。

(1) 株式交換

当社は、グループ全体の経営資源の選択と集中及びガバナンス体制の強化を目的として、連結子会社らとの間で本株式交換を実施し、連結子会社らの全てを当社の完全子会社とします。

(2) 第三者割当増資

当社は、本株主総会において、() 本株式交換、() 当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び() 本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、本買取決定が行われること、並びに 本債権放棄が実行されることを前提に、スポンサーに対して、第三者割当増資による募集株式の発行を行います。

なお、実際の発行株式数及び払込金額は、本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後に、本株式交換の効力発生日後の当社の発行済株式総数や総議決権数の状況等を踏まえて各スポンサーとの協議により最終決定する予定です。したがって、今後、スポンサーの取得する株式数、取得する議決権比率及び払込金額には変更が生じる可能性があります。

当社は、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行うことにより、本事業再生計画の遂行に必要な総額約90億円（予定）規模の資金を調達し、スポンサーの当社に対する議決権比率は、合計で3分の2超となります。また、当社は、スポンサーに対して、本事業再生計画の遂行に必要な最大限の支援と協力を依頼します。

(3) 利益剰余金填補のための資本剰余金の減少

当社は、負の利益剰余金を可及的速やかに解消するため、平成26年度（平成27年3月期）上期を目途に資本剰余金の額の減少及び減少額の利益剰余金への振替（欠損の填補）を実施する予定です。

3. 金融支援

当社は、機構による再生支援手続の中で、関係金融機関等に対して、本債権放棄（約602億円の債権放棄）を金融支援として依頼します。

また当社は、三菱東京UFJ銀行から、本事業再生計画の遂行に必要な運転資金として、限度額15億円の新規融資枠の設定を受けることを予定しております。

(1) 債権放棄を受ける債務の内容等

債権放棄を受ける債務の種類	借入金
本債権放棄の額（単体）	約602億円
最近事業年度の末日（平成24年3月31日）の債務の総額（単体）	1,177億円
最近事業年度の末日（平成24年3月31日）の債務の総額に対する当該債権放棄等の割合	51%

(2) 金融支援による当社財務への影響

平成24年12月31日における連結純資産額は約426億円である一方で、本日別途開示しております「臨時報告書」に記載のとおり、平成25年3月期に減損損失約530億円及び棚卸資産評価損約35億円の特別損失を計上することから、この結果、平成25年3月期決算において、連結純資産がマイナスとなり、債務超過となる見通しです。

しかしながら、当社は、平成25年8月27日に本債権放棄の実行により有利子負債が約602億円減少することとなる見通しであり、かつ、同日に本第三者割当増資の実行による総額90億円（予定）の資金を調達することと合わせて、債務超過を解消し、財務基盤の確立が図られるものと考えております。なお、本第三者割当により、合計で、資本金の額が約45億円増加し、資本準備金の額が約45億円増加する予定です。

(3) 上場廃止基準への該当に関する事項

前記「3.(2) 金融支援による当社財務への影響」に記載のとおり、当社は平成25年3月期決算において、連結純資産がマイナスとなり債務超過となりますが、平成25年8月27日に予定されている本債権放棄および本第三者割当増資の実行によって債務超過を解消する見通しです。

但し、本債権放棄額は最近事業年度の末日の債務の総額の10%以上となることから、本債権放棄の合意により、当社は東証の上場廃止基準に抵触することとなります。

当社としては上場維持のため、有価証券上場規程第605条第1項に基づく再建計画等の審査に係る申請を行います。これに伴い、同取引所により再建計画が適当と認められ、かつ、本債権放棄の合意がなされ、再建計画を開示した日の翌日（平成25年6月21日）から1ヶ月間の平均時価総額及び当該1ヶ月間の最終日（平成25年7月20日（実質的に同年7月19日））の時価総額のいずれもが10億円以上であったときには、上場が維持されることとなります。

4. 本事業再生計画のスケジュール

平成25年 3月28日(木)	機構に対する再生支援申込み及び本再生支援決定 本株式交換に関する株式交換契約の締結
5月中旬	本株主総会の招集等に係る取締役会決議（予定）
6月18日まで	連結子会社らの定時株主総会（予定）
6月18日(火)	本株主総会（予定） 本株式交換の承認 定款変更の承認 本第三者割当増資の承認
6月20日(木)	本債権放棄の合意（予定） 本買取決定（予定）
7月9日(火)	本株式交換の効力発生（予定）
8月7日(水)	本第三者割当増資の最終条件の決定（予定）
8月27日(火)	本債権放棄の実行（予定） 機構による債権買取り等（注）の実行（予定） 本第三者割当増資に係る払込みの完了（予定）

（注） 機構法第22条第1項第1号に定める「債権買取り等」を指します。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	新日鐵住金株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第87期 （自平成23年4月1日至平成24年3月31日） 平成24年6月26日 関東財務局長に提出	
		（四半期報告書） 事業年度第88期第1四半期 （自平成24年4月1日至平成24年6月30日） 平成24年8月6日 関東財務局長に提出 平成24年9月5日 訂正四半期報告書を関東財務局長に提出	
事業年度第88期第2四半期 （自平成24年7月1日至平成24年9月30日） 平成24年11月14日 関東財務局長に提出			
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数（株）	0
		割当予定先が保有している当社の株式数（株）	12,875,957
	人事関係	当社の取締役のうち、藤井博務氏は割当予定先の役員出身者です。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入等に関する取引関係があります。	

a 割当予定先の概要	名 称	阪和興業株式会社	
	本店の所在地	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号	
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度第65期 （自平成23年4月1日至平成24年3月31日） 平成24年6月29日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第66期第1四半期 （自平成24年4月1日至平成24年6月30日） 平成24年8月14日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度第66期第2四半期 （自平成24年7月1日至平成24年9月30日） 平成24年11月14日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度第66期第3四半期 （自平成24年10月1日至平成24年12月31日） 平成25年2月14日 関東財務局長に提出</p>	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数(株)	1,214,407
		割当予定先が保有している当社の株式数(株)	729,902
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係に関する取引があります。	

a 割当予定先の概要	名称	日鐵商事株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番1号	
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度第35期 （自平成23年4月1日至平成24年3月31日） 平成24年6月27日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第36期第1四半期 （自平成24年4月1日至平成24年6月30日） 平成24年8月8日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度第36期第2四半期 （自平成24年7月1日至平成24年9月30日） 平成24年11月8日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度第36期第3四半期 （自平成24年10月1日至平成24年12月31日） 平成25年2月8日 関東財務局長に提出</p>	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数(株)	1,674,000
		割当予定先が保有している当社の株式数(株)	1,698,000
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係に関する取引があります。	

a 割当予定先の概要	名 称	エア・ウォーター株式会社	
	本店の所在地	札幌市中央区北三条西一丁目2番地	
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度第12期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日） 平成24年 6月29日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第13期第 1 四半期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日） 平成24年 8月14日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度第13期第 2 四半期 （自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月30日） 平成24年11月13日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度第13期第 3 四半期 （自 平成24年10月 1日 至 平成24年12月31日） 平成25年 2月14日 関東財務局長に提出</p>	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数(株)	0
		割当予定先が保有している当社の株式数(株)	432,613
	人事関係	当社から当該会社へ数名の職員の転籍があります。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	液化酸素、液化窒素等液化ガスの仕入に関する取引があります。	

a 割当予定先の概要	名 称	大阪瓦斯株式会社	
	本店の所在地	大阪市中央区平野町四丁目1番2号	
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度第194期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日） 平成24年 6月29日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第195期第 1 四半期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日） 平成24年 8月13日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度第195期第 2 四半期 （自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月30日） 平成24年11月13日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度第195期第 3 四半期 （自 平成24年10月 1日 至 平成24年12月31日） 平成25年 2月13日 関東財務局長に提出</p>	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数(株)	0
		割当予定先が保有している当社の株式数(株)	0
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	都市ガスの仕入関係に関する取引があります。	

a 割当予定先の概要	名 称	大和P Iパートナーズ株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 Grantウキョウ ノースタワー	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 川崎 恵一	
	資本金	12,000百万円	
	事業の内容	不良債権投資、プライベート・エクイティ投資、その他ファンド組成・運營業務を中心とした投資ビジネス	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社大和インベストメント・マネジメント95% 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社 5% (現 大和証券株式会社)	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数(株)	0
		割当予定先が保有している当社の株式数(株)	0
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 資本金、大株主及び持株比率並びに当社との関係は、平成25年1月31日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、後記「3 発行条件に関する事項」に記載のとおり、新日鐵住金株式会社をはじめとして、複数の候補先との接触を断続的に行い、事業パートナーとなり得る企業を模索・検討した結果、当社と従来から取引のある新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社及び大阪瓦斯株式会社並びにファイナンシャルスポンサーとして大和P Iパートナーズ株式会社との間で、当社の現状についての認識を共有するに至りました。

その上で、当社は、外部からの資本受け入れを含むその他の財務基盤の強化施策を検討し、本有価証券届出書提出日に、三菱東京UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込みし、本事業再生計画を提出しております。機構の再生支援手続の中で、企業価値の棄損を回避し財務健全化を図ることを目的として、本事業再生計画に基づいて、透明・公正な手続により 関係金融機関等に対して本債権放棄等の金融支援を依頼し、本事業再生計画を遂行するための企業再編面での取り組みとして、本株式交換によるグループ一体化を強化した上で、スポンサー各社から約90億円（予定）規模の本第三者割当増資により資金調達を行うことにより、財務基盤の強化を図り、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることとしました。

当社はこれにより当社の主力事業である鋼材事業における更なる発展に向けた経営戦略を講じて参りたいと考えております。

なお、各割当予定先の個別選定理由は下表のとおりです。

割当予定先	選定理由
新日鐵住金株式会社	電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化、また、当社は、今後新日鐵住金株式会社が指名する監査役1名を、本株主総会における選任決議に基づき受け入れる予定
阪和興業株式会社	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化
日鐵商事株式会社	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化
エア・ウォーター株式会社	液化酸素、液化窒素等液化ガスの原材料仕入関係の更なる強化
大阪瓦斯株式会社	都市ガスの仕入関係の更なる強化
大和P Iパートナーズ株式会社	財務的なアドバイスを通じた新たな関係構築とその強化

d 割り当てようとする株式の数（予定）

新日鐵住金株式会社	約94,246千株	約24.5億円
阪和興業株式会社	約79,883千株	約20.8億円
日鐵商事株式会社	約52,404千株	約13.6億円
エア・ウォーター株式会社	約46,885千株	約12.2億円
大阪瓦斯株式会社	約19,230千株	約5.0億円
大和P Iパートナーズ株式会社	約54,102千株	約14.1億円

但し、本第三者割当増資に先立つ本株式交換の結果によっては、当社の発行済株式総数や総議決権数の状況に変動が生じうるため、各割当先への割当株式数その他の募集の概要の最終的な内容は、本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後、前記発行数（上限）及び発行価格（下限）その他の項目に記載された範囲内で、平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において最終決定する予定です。

また、発行価額は発行価格を26円（下限）と仮定した場合の予定額を記載しております。

e 株式等の保有方針

スポンサーが本第三者割当増資により割当てを受ける当社普通株式については、当社は、平成25年3月19日に各割当

予定先より、大要次の内容の出資に関する確認書を受領しております。

新日鐵住金株式会社

当社は、新日鐵住金株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、新日鐵住金株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を当社の事前の承諾なくして第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社に対して事前に通知し、当社より要請があれば当社との協議に応じること、但し、当社が当該割当予定先の持分法適用関係会社となることを回避するために、必要な範囲で処分するときはこの限りではないが、新日鐵住金株式会社の保有する当社株式に係る議決権の保有割合が当社の総株主の議決権の14.90%を下回らないものとする旨の確認書を受領しております。

阪和興業株式会社

当社は、阪和興業株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、阪和興業株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。

日鐵商事株式會社

当社は、日鐵商事株式會社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、日鐵商事株式會社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。

エア・ウォーター株式会社

当社は、エア・ウォーター株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、エア・ウォーター株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。

大阪瓦斯株式会社

当社は、大阪瓦斯株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、大阪瓦斯株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。

大和PIパートナーズ株式会社

当社は、大和PIパートナーズ株式会社が機構の当社に係る本再生支援決定に係るすべての再生支援を完了した日又は機構による支援決定日から3年後の応答日のいずれか早い日までは、大和PIパートナーズ株式会社が本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社に対して事前に通知し、当社より要請があれば当社との協議に応じる旨の確認書を受領しております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社及び大阪瓦斯株式会社の平成25年3月期の第3四半期報告書における平成24年12月31日現在の現金及び預金の残高により、大和PIパートナーズ株式会社については払い込むべき資金全額を含む相当の資金が金融機関の預金口座残高に確保されていることを、当該金融機関から提出された取引残高報告書により確認しております。

なお、本第三者割当増資は、前記「2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」（注）6に記載のとおり、本株主総会において、（ ）本株式交換、（ ）当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び（ ）本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記（ ）及び（ ）の効力が発生していること、本買取決定が行われること、並びに本債権放棄が実行されることを条件とし、本第三者割当増資の払込期日は、前記「2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」（注）7に記載のとおり、本買取決定に基づく債権買取り等の実行日と同日である平成25年8月27日を予定しております。

g 割当予定先の実態

新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社及び大阪瓦斯株式会社がそれぞれ東証に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（新日鐵住金株式会社については、合併前の住友金属工業株式会社が提出したコーポレートガバナンス報告書を含みます。）において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東証のホームページにて確認することにより、新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社及び大阪瓦斯株式会社、並びに新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社及び大阪瓦斯株式会社の各社の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

また、大和PIパートナーズ株式会社は、東証市場第一部に上場している株式会社大和証券グループ本社の連結子会社であり、株式会社大和証券グループ本社が東証に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、大和証券グループとして反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東証のホームページにて確認することにより、大和PIパートナーズ株式会社及び大和PIパートナーズ株式会社の役員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当社は、平成25年3月19日に各割当予定先より、前記「e 株式等の保有方針」に記載の内容の出資に関する確認書を受領しております。

3 【発行条件に関する事項】

(1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方、本第三者割当増資が有利発行に該当するものと判断した理由、その判断の過程及び本第三者割当増資を有利発行により行う理由並びに本第三者割当増資に関して監査役が表明する意見

当社は、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っており、財務体質の改善を含む抜本的な事業再構築を推進することが不可避となっておりますが、自己資本が脆弱で、過大な有利子負債を負担している現状では、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っています。

そこで、当社は、三菱東京UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込みし、機構の支援手続の中で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に金融支援を依頼するとともに、連結子会社らとの本株式交換によりグループ一体化を強化した上で、スポンサーからの約90億円の出資（本第三者割当増資）を得て、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることとしました。

当社は、新日鐵住金株式会社をはじめとして、複数の候補先との接触を断続的に行い、事業パートナーとなり得る企業を模索・検討した結果、新日鐵住金株式会社をはじめとするスポンサーとの間で、当社の現状についての認識を共有するに至りました。当社は、スポンサーから本事業再生計画の一環として本第三者割当増資により資金調達を行うことにより、早期に財務基盤の建て直しを図り、収益基盤を構築することが喫緊の課題であると考えております。かかる財務体質の強化が抜本的収益計画の実現に不可欠であるとの認識のもと、当社及び鉄鋼業界の置かれた現状を勘案し、スポンサーとの協議を重ねました。その結果として、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至った現状及び本第三者割当増資は機構による支援を行う当社の事業再生の一環であり現実的に実現可能な選択肢が他に存在しないことを踏まえ、本事業再生計画に基づく本債権放棄がなされることを前提としても、新株式を時価で発行して資金調達を行うことは困難であると考えました。そこで、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換及び本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を総額約90億円（予定）とすることを基本的な枠組みとして、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定して発行価格の下限を26円（本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前取引日（以下、「直前取引日」といいます。）の終値（70円）から62.9%（小数第2位以下を四捨五入しています。以下、ディスカウント率の計算について同じです。）ディスカウントの価格）に設定し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと協議の上、最終的には平成25年8月7日開催予定の当社取締役会が決定する価格とすることを予定しております。以上から、本事業再生計画を遂行し、財務基盤強化の実現及び将来的な企業価値の向上の実現のためには、前記発行価格により本第三者割当増資を実施することが最善であると考えております。

なお、発行価格の下限（26円）での発行となった場合は、直前取引日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円（円未満切捨てしています。以下、終値の単純平均値の計算について同じです。））に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円）に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（53円）に対して50.9%のディスカウントを行った金額となり、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本第三者割当増資は有利発行に該当するものと判断されることから、本株主総会において、本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得ることを条件に、本第三者割当増資を行うことといたしました。

本第三者割当増資の実行については、財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等を確保することが、必要不可欠かつ喫緊の課題である当社の現状等を踏まえ、本第三者割当増資の実行が機構の支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであること、当社の事業再生を行うための現実的に実現可能な選択肢が他に存在しないこと等を総合的に勘案し、取締役会において十分に審議を重ねた結果、本第三者割当増資の発行条件等及び割当予定先の選定は合理性を有し、当社の株主共同の利益に合致するものと判断し、全会一致で決議いたしました。また、各監査役は、本第三者割当増資について、スポンサーとの交渉経緯、発行価格の算定根拠及び本第三者割当増資の必要性について適時に説明を受けており、本第三者割当増資に係る取締役会における審議及び議決に際して、スポンサーに対する本第三者割当増資を行うことは必要かつ本第三者割当増資の発行条件及び割当予定先の選定は合理的である旨の意見を監査役全員から得ております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資の発行数量は、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換及び本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること、並びに払込金額の合計を総額約90億円（予定）とすることを基本的な枠組みとして、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定して発行数の上限を346,750千株に設定し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと協議の上、最終的には平成25年8月7日開催予定の当社取締役会が決定する発行数とすることを予定しております。

本第三者割当増資に基づき新株式が発行された段階で、普通株式の議決権に最大約271%の大幅な希薄化が生じることとなります。当社としては、本第三者割当増資により、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図ることができること、当社の自己資本比率は、本事業再生計画に基づく本債権放棄がなされることを前提にしても、国内の景気変動や金融情勢の影響を強く受ける普通鋼電炉メーカーの中では低水準にあり、不確実性が増す国内経済の変化に対応するだけの十分な水準に達していないところ、本第三者割当増資により自己資本比率を向上させ、財務体質の抜本的な改善を図ることができることに加え、事業の選択と集中の徹底、大幅なコスト削減及びグループの一体経営の強化を基本方針とする本事業再生計画の遂行を迅速かつ確実に遂行するためには、スポンサーに当社の議決権総数の3分の2超を保有する株主として当社の事業再生に関与していただくことが、既存株主にとっても、最善の方法であると考えております。

さらに当社としては、複数のスポンサーによる出資をいただくことにより、各スポンサーとのアライアンス関係の維持及び強化または多様化を図ることができ、本第三者割当増資には事業面での効果が期待できること、機構の支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであることや、本事業再生計画は、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人である機構による支援を受けて、機構法その他の関係法令に従って遂行されるため、その透明性及び公正性を確保するとの効果も期待できることから、本第三者割当増資は、当社の株主共同の利益に合致すると認識しております。

以上により、当社といたしましては、本第三者割当増資は、当社が置かれた事業環境及び財務状況に鑑み、事業再生に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の改善のため必要不可欠なものであり、これに伴い生じる希薄化についても一定の合理性があると考えております。

なお、希薄化率は最大で約271%であり300%を超えないことから、東証の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであります。

4 【大規模な第三者割当増資に関する事項】

平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数131,383千株に係る議決権の総数は128,169個で、本第三者割当増資により発行される新株式346,750千株（上限）に係る議決権数は346,750個となります。平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数に対して最大約264%、議決権数に対しては最大約271%の割合となり、25%以上の割合で希薄化が生じます。したがって、本第三者割当増資による新株式の発行は大規模な第三者割当増資に該当するものであります。

5 【第三者割当増資後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決数の割合	割当後の所有株式 数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目6番1号	12,875,957	10.05%	107,121,957	19.80%
阪和興業株式会社	大阪市中央区伏見町四 丁目3番9号	729,902	0.57%	80,612,902	14.90%
日鐵商事株式會社	東京都千代田区大手町 二丁目2番1号	1,698,000	1.33%	54,102,000	10.00%
大和P Iパートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号グラント ウキョウ ノースタワー	0	0%	54,102,000	10.00%
エア・ウォーター株式会社	札幌市中央区北三条西 一丁目2番地	432,613	0.34%	47,317,613	8.75%
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平野町四 丁目1番2号	0	0%	19,230,000	3.55%
尼崎製罐株式会社	兵庫県尼崎市大島一丁 目41番1号	1,992,554	1.56%	12,864,544	2.38%
財団法人 中山報恩会	大阪市中央区西心齋橋 一丁目4番5号	10,683,195	8.34%	10,683,195	1.97%
株式会社サワライズ	福岡市西区小戸二丁目 3番18号	438,320	0.34%	5,956,568	1.10%
大中物産株式会社	東京都中央区銀座五丁 目13番3号 いちかわビル	1,000,539	0.78%	5,463,293	1.01%
計	-	29,851,080	23.30%	397,413,072	73.47%

(注) 所有株式数及び所有議決権割合については、本株式交換において、平成24年9月30日現在の当社連結子会社5社の株主(当社を除きます。)が保有する当該連結子会社の株式のすべてを当社が本株式交換により取得すること(すなわち、連結子会社からの株主による株式買取請求がなされないこと)及び当社株主から株式買取請求がなされないこと、本第三者割当増資による割当数が、前記「1.割当予定先の状況(2)「割り当てようとする株式の数(予定)」に記載されたとおりであること、並びに これら以外には平成24年10月1日以降に当社の株主の保有株式数に変動が生じていないこと、を前提として算出した数値です。本株式交換の結果及び本第三者割当増資の最終的な条件により、第三者割当増資後の所有株式数及び議決権割合に変更が生じる可能性があります。

6 【大規模な第三者割当増資の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

当社グループは、平成16年3月に微細粒熱延鋼板の製造を可能とした偏芯異径片駆動圧延設備の開発で大河内記念技術賞を受賞する等、高炉時代からの高い技術力と90年の歴史を有する中堅鉄鋼メーカーとして、全国に450社超の需要家を有し、当社グループの売上高は、平成24年3月期の国内電気炉メーカー各社の有価証券報告書によれば、国内電気炉メーカーの中で最大の規模にあります。

また、当社グループでは、棒線の高級鋼、薄板、厚板などの特徴ある製品を扱っており、二次加工製品では、中山三星建材株式会社がC形鋼で、三泉シャワー株式会社が縞板で国内有数のシェアを築いております。

ところが、平成20年のリーマン・ショックに端を発した世界同時不況により急激に悪化した鉄鋼需要の影響を受け、当社は、平成21年には営業損益が赤字に転落しました。

当社は、営業損益の黒字化に向けて、転炉工場及びコークス工場を休止すると共にエネルギー供給体制の再構築を実施して大幅なコスト削減を行うなどの事業構造改革を実行しました。

しかしながら、高炉メーカー時代の休止設備や工場敷地を抱え、多重構造の組織人員体制のまま高コスト体質から脱却できずにいたことや、平成18年以降に実施した熱延工場への新規投資に伴う借入がリーマン・ショック等による業績悪化の影響と相俟って返済能力を超えた過剰な有利子負債になったことなど、事業面、財務面及び経営・組織面における窮境原因が相まって表面化し、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っており、現在、当社は、関係金融機関等に対する有利子負債の元本について、3度目の返済猶予を受けております。

そこで、当社は、三菱東京UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込みし、機構の支援の下で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に金融支援を依頼するとともに、当社の事業パートナーとなり得る企業やファイナンスの側面で支援いただける企業を模索・検討した結果、当社の現状についての認識を共有するに至った各スポンサーからの出資（本第三者割当増資）を得て、不採算商品・事業からの撤退等や工場運営の効率化、人員の大幅な削減等を実施し、徹底したコスト削減を図るとともに、当社の連結子会社らとの株式交換によりグループ体経営を強化し、業務の統合を通じてコスト競争力の向上を図る抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることとし、本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等を確保することが、必要不可欠かつ喫緊の課題である当社の現状等を踏まえ、本第三者割当増資を実行するものであります。

(2) 大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

本第三者割当増資による募集株式の数は346,750千株（議決権数346,750個）（上限）であり、平成24年9月30日現在の当社の発行済株式の総数131,383千株（議決権数128,169個）に対して、最大約264%の割合（議決権における割合で約271%）で希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、大規模な株式の希薄化及び有利発行を伴ってでも各スポンサーに新株を引き受けていただき、当社の議決権総数の3分の2超を保有する株主として当社の事業再生に関与していただくことが、本事業再生計画の遂行を迅速かつ確実に遂行するためには必要不可欠と判断しており、機構の支援手続の中で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に金融支援を依頼するとともに、当社の事業パートナーとなり得る企業やファイナンスの側面で支援いただける企業を模索・検討した結果当社の現状についての認識を共有するに至った各スポンサーからの出資を得て、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることが、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

当社は、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等を確保することが、必要不可欠かつ喫緊の課題である当社の現状等を踏まえ、本第三者割当増資の実行が機構の支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであることと等を総合的に勘案し（より具体的には前記「3.（2）発行数量及び株式の規模が合理的であると判断した根拠」に記載した各事情を勘案し）、本第三者割当増資の必要性について取締役会において十分に審議を重ねてまいりました。その結果、機構の支援の下で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に金融支援を依頼するとともに、当社の事業パートナーとなり得る企業やファイナンスの側面で支援いただける企業を模索・検討した結果当社の現状についての認識を共有するに至った各スポンサーからの出資を得て、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることが、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるものであることから、本株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について説明した上、本第三者割当増資に関する議案が、会社法上の特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことを予定しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第118期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月28日）までの間において変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、追加箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月28日）現在において判断したものであります。

4 事業等のリスク

(1)～(10) 略

(11) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、当社の主力銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行と共に、平成25年3月28日に株式会社地域経済活性化支援機構に再生支援の申込みを行い、同日付で再生支援決定を受けました。今後は同再生支援決定に係る事業再生計画に従い諸々の事業再生策を実施してまいります。その一環として、当社を株式交換完全親会社とし当社連結子会社5社（中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社及び三泉シヤーマ株式会社）を株式交換完全子会社とする株式交換（本株式交換）、及び当社普通株式の第三者割当増資による資金調達（本第三者割当増資）が予定されております。これによって、それぞれ最大で152,772千株及び346,750千株の当社普通株式が発行されます。

本株式交換及び本第三者割当増資による新株式の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第118期事業年度）の提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月28日）までの間において、以下 乃至 の臨時報告書を提出しております。

株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告（提出日：平成24年6月29日）

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、藤井博務、箱守一昭、渡邊秀幸、吉村敏、山本有男および松岡雅啓を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、笹部隆夫を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、中務正裕を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案					
藤井 博務	68,169	17,665	404	78.14	可決
箱守 一昭	76,609	9,225	404	87.82	可決
渡邊 秀幸	76,603	9,231	404	87.81	可決
吉村 敏	76,597	9,237	404	87.80	可決
山本 有男	76,601	9,233	404	87.81	可決
松岡 雅啓	77,406	8,428	404	88.73	可決
第2号議案					
笹部 隆夫	83,127	2,764	404	95.29	可決
第3号議案					
中務 正裕	84,473	1,418	404	96.83	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案、第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成の割合は、本総会前日までに書面により行使された議決権の数を含めて、本総会に出席した株主の議決権の総数を分母として算出しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

特定子会社の異動並びに当社及び連結子会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号に基づく報告（提出日：平成25年2月28日））

1. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 南海化学株式会社

住所 大阪市西区南堀江一丁目12番19号

代表者の氏名 代表取締役社長 池田 和夫

資本金 303百万円

事業の内容 化学工業薬品の製造、販売に関する事業等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 1,206,950個（うち間接所有 350,966個）

異動後 0個（うち間接所有 0個）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 62.8%（うち間接所有 18.2%）

異動後 0%（うち間接所有 0%）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

南海化学株式会社の株式譲渡によるものです。

異動年月日

平成25年 2月28日

2. 当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年 2月28日（権利移転日）

(2) 当該事象の内容

南海化学株式会社の株式譲渡によるものであります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該株式の譲渡により、第4四半期連結会計期間において、当社単独決算では特別利益として関係会社株式売却益を2,372百万円、連結決算では特別損失として関係会社株式売却損を1,645百万円、それぞれ計上する見込みであります。

連結決算において特別損失を計上しましたのは、連結上の簿価が売却価額を上回っているためであります。

株式交換契約の締結（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告（提出日：平成25年3月28日）

1. 株式交換の契約の締結（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に基づく報告）

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成24年3月31日現在）

商号	中山三星建材株式会社
本店の所在地	堺市堺区山本町6丁124番地
代表者の氏名	代表取締役社長 柳澤 俊三
資本金の額	300百万円
純資産の額	11,530百万円
総資産の額	18,056百万円
事業の内容	軽量形鋼、電縫鋼管及び建設関連製品の製造・加工と販売他

(平成24年3月31日現在)

商号	中山通商株式会社
本店の所在地	大阪市西区南堀江一丁目12番19号
代表者の氏名	代表取締役社長 徳山 寛
資本金の額	96百万円
純資産の額	4,469百万円
総資産の額	19,745百万円
事業の内容	鉄鋼製品並びにその関連商品の販売

(平成24年3月31日現在)

商号	三星商事株式会社
本店の所在地	大阪市西区川口三丁目1番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 前川 宗里
資本金の額	46百万円
純資産の額	2,847百万円
総資産の額	10,960百万円
事業の内容	鋼材、亜鉛鉄板、線材、建材製品の販売

(平成24年3月31日現在)

商号	三星海運株式会社
本店の所在地	大阪市西区新町四丁目19番9号
代表者の氏名	表取締役社長 針原 保典
資本金の額	56百万円
純資産の額	2,266百万円
総資産の額	4,344百万円
事業の内容	内航運送業、トラック運送事業、港湾沿岸荷役事業、倉庫業、通関業

(平成24年3月31日現在)

商号	三泉シヤ－株式会社
本店の所在地	大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 今井 武
資本金の額	60百万円
純資産の額	708百万円
総資産の額	1,439百万円
事業の内容	縞鋼板の剪断・加工・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

中山三星建材

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高(百万円)	17,565	19,154	19,594
営業利益(百万円)	717	914	224
経常利益(百万円)	725	900	210
当期純利益(百万円)	913	854	217

中山通商

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高(百万円)	47,876	55,038	73,185
営業利益(百万円)	202	492	518
経常利益(百万円)	196	488	610
当期純利益(百万円)	116	211	348

三星商事

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高(百万円)	20,225	21,228	21,696
営業利益(百万円)	291	332	322
経常利益(百万円)	309	344	358
当期純利益(百万円)	171	104	158

三星海運

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	8,120	8,936	9,325
営業利益（百万円）	249	164	4
経常利益（百万円）	190	197	10
当期純利益（百万円）	78	128	18

三泉シャー

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	1,678	1,721	1,532
営業利益（百万円）	27	15	2
経常利益（百万円）	24	13	4
当期純利益（百万円）	15	28	4

大株主の氏名または名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

中山三星建材（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
株式会社中山製鋼所	40.29%
中山通商株式会社	14.16%
三星商事株式会社	12.93%
三星海運株式会社	11.44%
南海化学株式会社	5.31%

中山通商（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
株式会社中山製鋼所	20.99%
中山三星建材株式会社	19.63%
株式会社サワライズ	6.24%
南海化学株式会社	5.59%
関西鉄工株式会社	5.00%

三星商事（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
中山三星建材株式会社	27.17%
株式会社中山製鋼所	23.36%
南海化学株式会社	15.65%
尼崎製罐株式会社	13.04%
中山恒産有限会社	4.38%

三星海運（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
株式会社中山製鋼所	24.73%
中山三星建材株式会社	17.96%
中山通商株式会社	9.43%
大中物産株式会社	6.22%
三星商事株式会社	5.42%

三泉シヤ－（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
中山通商株式会社	23.33%
三星海運株式会社	23.33%
株式会社中山製鋼所	19.00%
中山三星建材株式会社	17.67%
三星商事株式会社	16.67%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成24年3月31日現在）

資本関係	中山三星建材の株式を当社及び当社の連結子会社が84.15%保有しております。中山通商の株式を当社及び当社の連結子会社が50.04%保有しております。三星商事の株式を当社及び当社の連結子会社が70.54%保有しております。三星海運の株式を当社及び当社の連結子会社が60.14%保有しております。三泉シヤ－の株式を当社及び当社の連結子会社が100%保有しております。
人的関係	当社の取締役1名が中山三星建材の取締役を兼任しております。当社の取締役1名が中山通商の取締役を兼任しております。当社の従業員1名が三星商事の取締役を兼任しております。当社の従業員1名が三星海運の取締役を兼任しております。また、当社の従業員1名が三泉シヤ－の取締役を兼任しております。当社の監査役1名が三星海運及び三泉シヤ－の監査役を兼任しております。
取引関係	当社は中山三星建材に対して、帯鋼等を販売しております。当社は中山通商に対して、鋼材製品を販売しており、中山通商は当社に対して鉄源を販売しております。当社は三星商事に対して、鋼材製品を販売しております。三星海運は当社に対して物流サービスを提供しております。当社は三泉シヤ－に対して、縞鋼板を販売しております。

(2) 本株式交換の目的

当社の連結子会社らは、二次加工、需要家への販売能力（商社機能）、物流機能などの鋼材事業の重要な機能の一部を担っており、それぞれ事業分野毎に事業を展開して参りました。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は、内需の低迷・縮小、大幅な円高、原材料価格の高騰等により急激に厳しさを増しおり、当社もまた当該経営環境の急激な悪化に加え、事業面、財務面及び経営・組織面における各窮境原因が相俟って表面化し、多額の営業損失を計上するに至っております。このような状況下において、当社グループが、経営基盤を抜本的に強化し、事業の継続的成長を果たすためには、分散している経営資源の効率化による事業の効率化を行い、シナジー効果を創出するとともに、経営の一体化による意思決定の迅速化を図ることが緊喫の課題であると認識しております。

当社は、連結子会社らを完全子会社化することにより、経営の効率化及び外部環境変化への対応力の強化を図り、早期に効率的な体制を実現することができると判断しており、その結果として、各社間の連携促進による販路の強化や生産・物流拠点の有効活用及び積極的な人材交流などによる経営支援の効率化等の効果を見込んでおります。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換にかかる割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

株式交換の方式は、当社を株式交換完全親会社、連結子会社ら各社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては本株主総会の決議による承認を受けたうえで、また、連結子会社らにおいては平成25年6月18日までに開催予定の定時株主総会の決議による承認を受けたうえで、平成25年7月9日を効力発生日として行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

	中山製鋼所 （株式交換完全親会社）	中山三星建材 （株式交換完全子会社）	中山通商 （株式交換完全子会社）	三星商事 （株式交換完全子会社）	三星海運 （株式交換完全子会社）	三泉シャワー （株式交換完全子会社）
株式交換に係る割当ての内容	1	177	25	35	563	63

（注1）株式の割当比率

中山三星建材の普通株式1株に対して、当社の普通株式177株を割当て交付いたします。中山通商の普通株式1株に対して、当社の普通株式25株を割当て交付いたします。三星商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式35株を割当て交付いたします。三星海運の普通株式1株に対して、当社の普通株式563株を割当て交付いたします。三泉シャワーの普通株式1株に対して、当社の普通株式63株を割当て交付いたします。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、連結子会社らと協議のうえ、変更する可能性があります。

（注2）株式交換により交付する株式数等

当社は、本株式交換により、普通株式152,772千株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する株式は当社が保有する自己株式（平成24年9月30日現在2,673千株）を充当せず、新株式の発行を行う予定です。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式を東証において売却することはできませんが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまにおいては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

A) 単元未満株式の買取制度（1,000株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

B) 単元未満株式の買増制度（1,000株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
連結子会社らは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

株式交換契約の内容

当社が、中山三星建材、中山通商、三星商事、三星海運及び三泉シャアのそれぞれとの間で平成25年3月28日付で締結した株式交換契約書の内容は次のとおりであります。

（中山三星建材）

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び中山三星建材株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：中山三星建材株式会社
住所：堺市堺区山本町6丁124番地

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に177を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式177株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社中山製鋼所

代表取締役社長 藤井博務

乙：堺市堺区山本町6丁124番地

中山三星建材株式会社

代表取締役社長 柳澤俊三

(中山通商)

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所(以下、「甲」という。)及び中山通商株式会社(以下、「乙」という。)は、平成25年3月28日(以下、「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：中山通商株式会社
住所：大阪市西区南堀江一丁目12番19号

第2条(株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」という。)における乙の株式(甲の有するものを除く。)の合計に25を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主(甲を除く。)に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式25株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主(甲を除く。)に対する割当てを行うものとする。

第3条(株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日(本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。)に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条(効力発生日)

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合

意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務

乙：大阪市西区南堀江一丁目12番19号
中山通商株式会社
代表取締役社長 徳山寛

（三星商事）

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三星商事株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：三星商事株式会社
住所：大阪市西区川口三丁目1番20号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に35を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式35株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又

は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務

乙：大阪市西区川口三丁目1番20号
三星商事株式会社
代表取締役社長 前川宗里

（三星海運）

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所(以下、「甲」という。)及び三星海運株式会社(以下、「乙」という。)は、平成25年3月28日(以下、「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：三星海運株式会社
住所：大阪市西区新町四丁目19番9号

第2条(株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」という。)における乙の株式(甲の有するものを除く。)の合計に563を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主(甲を除く。)に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式563株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主(甲を除く。)に対する割当てを行うものとする。

第3条(株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日(本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。)に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条(効力発生日)

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を

達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社中山製鋼所

代表取締役社長 藤井博務

乙：大阪市西区新町四丁目19番9号

三星海運株式会社

代表取締役社長 針原保典

（三泉シャー）

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三泉シャー株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日

（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。

2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：株式会社中山製鋼所

住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号

(2) 株式交換完全子会社

商号：三泉シャワー株式会社

住所：大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に63を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式63株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社中山製鋼所

代表取締役社長 藤井博務

乙：大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号

三泉シャワー株式会社

代表取締役社長 今井武

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、連結子会社ら（三星商事及び三泉シャワーを除く）各社がそれぞれ別個に、当社及び連結子会社らから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメント株式会社（以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。）を、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田FAS株式会社（以下、「山田FAS」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。なお、三星商事及び三泉シャワーについては、各社の判断により、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼していません。

なお、当社及び連結子会社らはそれぞれの第三者算定機関より本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、連結子会社らについても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、連結子会社らとの業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、連結子会社らがフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、連結子会社らの普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

対象	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
中山三星建材	DCF法	135～214
	類似会社比較法	165～214
中山通商	DCF法	18～30
	類似会社比較法	18～44
三星商事	DCF法	31～42
	類似会社比較法	25～39
三星海運	DCF法	533～802
	類似会社比較法	539～580
三泉シャー	DCF法	76～130
	類似会社比較法	45～79

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている債権放棄（約602億円）及び第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当社及び連結子会社らから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、連結子会社ら及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて連結子会社らの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

山田FASは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、中山三星建材、中山通商及び三星海運についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社が山田FASに提供した将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、連結子会社らとの業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山三星建材、中山通商及び三星海運が山田FASに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益を見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、後記の株式交換比率の算定レンジは、中山三星建材、中山通商及び三星海運の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

対象	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
中山三星建材	DCF法	150～224
	類似会社比較法	91～256
中山通商	DCF法	19～29
	類似会社比較法	16～35
三星海運	DCF法	513～766
	類似会社比較法	450～741

なお、山田FASは、本事業再生計画で想定されている債権放棄（約602億円）及び第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

山田FASは、株式交換比率の算定に際して、当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、山田FASは当社、中山三星建材、中山通商、三星海運及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

算定の経緯

当社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田FASの分析結果をそれぞれ参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、当社及び連結子会社らとの間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日最終的に前記「(3) 株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

算定機関との関係

フロンティア・マネジメント、山田FASはいずれも、当社及び連結子会社らとは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

- (5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社中山製鋼所
本店の所在地	大阪市大正区船町一丁目1番66号
代表者の氏名	代表取締役社長 藤井 博務
資本金の額	15,538百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	鉄鋼製品の製造、販売

[次へ](#)

地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込み(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の各規定に基づく報告(提出日:平成25年3月28日))

1. 当該事象の発生日

当社における取締役会決議日 平成25年3月28日
構に対する再生支援申し込み日 平成25年3月28日
機構による再生支援決定日 平成25年3月28日

. 当該事象の内容

1 再生支援申込みの目的

当社および当社の連結子会社である中山三星建材株式会社(以下、「中山三星建材」といいます。)、中山通商株式会社(以下、「中山通商」といいます。)、三星商事株式会社(以下、「三星商事」といいます。)、三星海運株式会社(以下、「三星海運」といいます。)及び三泉シヤー株式会社(以下、「三泉シヤー」といいます。)(以下、前記連結子会社5社を総称して「連結子会社ら」といい、当社、連結子会社ら及び中山興産株式会社を総称して「当社グループ」といいます。)は、平成16年3月に微細粒熱延鋼板の製造を可能とした偏芯異径片駆動圧延設備の開発で大河内記念技術賞を受賞する等、高炉時代からの高い技術力と90年の歴史を有する中堅鉄鋼メーカーとして、全国に450社超の需要家を有し、平成24年3月期の国内電気炉メーカー各社の有価証券報告書によれば、当社グループの売上高は、国内電気炉メーカーの中で最大の規模にあります。

また、当社グループでは、棒線の高級鋼、薄板、厚板などの特徴ある製品を扱っており、二次加工製品では、中山三星建材がC形鋼で、三泉シヤーが縞板で国内トップシェアを有するなど鉄鋼製品の製造、販売を主軸に比較的堅調に事業展開し、平成18年3月期には連結売上高1,972億円、平成19年3月期には連結売上高2,151億円の規模まで拡大を果たしました。

ところが、平成20年のリーマン・ショックに端を発した世界同時不況により急激に悪化した鉄鋼需要の影響を受け、当社は、平成21年には営業損益が赤字に転落しました。

これを受け、当社は、営業損益の黒字化に向けて、転炉工場及びコークス工場を休止すると共にエネルギー供給体制の再構築を実施して大幅なコスト削減を行うなどの事業構造改革を実行しました。

しかしながら、高炉メーカー時代の休止設備や工場敷地を抱え、多重構造の組織人員体制のまま高コスト体質から脱却できずにいたことや、平成18年以降に実施した熱延工場への新規投資に伴う借入がリーマン・ショック等による業績悪化の影響と相俟って返済能力を超えた過剰な有利子負債になったことなど、事業面、財務面及び経営・組織面における窮境原因が相俟って表面化し、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っており、現在、当社は、当社に対して金融債権を有する関係金融機関等(以下、「関係金融機関等」といいます。)より返済猶予を受けております。

当社が有する高い技術力や90年に及ぶ歴史を背景に築き上げた優良な顧客基盤を活かし、持続的な成長をしていくためには、徹底したコスト削減を図るとともに、グループ一体経営の強化及び財務体質の改善を伴う抜本的な事業再構築を推進することが不可避となっております。しかしながら、自己資本が脆弱であり、かつ、過大な有利子負債を負担している現状においては、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っています。

かかる事態を打開するため、当社は外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化に向けたあらゆる選択肢を検討する中で、関係金融機関等の利害調整等が可能であること、事業再生の専門家の支援を受けることが企業価値及び信用力の維持・向上に繋がること等から、当社は、主力銀行である三菱東京UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込むこととしました。かかる機構の再生支援の下で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に対して約602億円の債権放棄（以下、「本債権放棄」といいます。）等の金融支援を依頼します。また、当社グループの総合力の発揮を主たる目的として、当社を完全親会社、連結子会社らを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）によりグループ一体経営を強化した上で、当社の財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等を確保することを主たる目的として、新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式會社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、及び大和PIパートナーズ株式会社（以下、6社を総称して「スポンサー」といいます。）を引受先とする、総額約90億円（予定）規模の第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を得て、財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、経営体制を刷新し、徹底したコスト削減を主軸とする抜本的な事業再構築に取り組み、当社事業の再生を図るべく、本事業再生計画を策定致しました。その内容は、「2 本事業再生計画の概要」のとおりです。

なお、機構の再生支援手続の中での関係金融機関等による本債権放棄の実行は、(a)平成25年6月18日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、()本株式交換、()後述する当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()後述する本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、(b)機構において、機構法第28条第1項に定める債権の買取決定（以下、「本買取決定」といいます。）がなされることを条件としております。また、本株式交換については、当社は、平成25年7月9日を効力発生日として、本株式交換を行うことを、本株主総会における承認及び連結子会社らの株主総会の承認を得ることを前提に、平成25年3月28日開催の取締役会にて決議し、連結子会社らとの間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しております。

なお、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）市場第一部に上場しておりますところ、本債権放棄の額は最近事業年度の末日の債務の総額の10%以上となることから、本債権放棄の合意により、当社は東証の上場廃止基準に抵触することとなります。そのため、当社としては上場維持のため、有価証券上場規程第605条第1項に基づく再建計画等の審査に係る申請を行います。これに伴い、同取引所により再建計画が適当と認められ、かつ、本債権放棄の合意がなされ、再建計画を開示した日の翌日（平成25年6月21日）から1ヶ月間の平均時価総額及び当該1ヶ月間の最終日（平成25年7月20日（実質的に同年7月19日））の時価総額のいずれもが10億円以上であったときには、上場が維持されることとなります。

2 本事業再生計画の概要

(1) 本事業再生計画の基本方針

本事業再生計画は、当社の主力事業である鋼材事業（鋼板事業及び棒線事業）の収益力改善に向けて、徹底したコスト削減を図り、為替を含む市況の影響に耐えうる事業基盤を構築するとともに、優良な顧客基盤の活用に向けたグループ体経営の強化、及び財務体質の改善により、事業の再生を図ることを主要な内容としております。

本事業再生計画における基本方針は、次の3点です。

業界トップクラスのロー・コスト経営の確立

当社は、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施し、電気炉業界内において最もロー・コストな経営体制の構築を目指します。

なお、当社の組織運営体制としては、分散化した権限を集約するとともに意思決定の迅速化を図るために取締役の人数を現状の6名から3名にスリム化し、外部招聘の取締役2名を新任の取締役として選任し、経営体制の刷新を図る予定です。具体的には、本株主総会において、()本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認を得ることを前提に、当社の代表取締役である藤井博務は退任し、当社は、関係各位と協議の上、外部から招聘する森田俊一氏を新たに代表取締役に選任する予定です。また、当社の取締役及び常勤監査役は、一名を除き全員退任し、取締役のうち箱守一昭に限り、本事業再生計画の遂行に必要な人材であるため、プロパーの取締役として留任させる予定です。その他の詳細については未定ですが、確定次第速やかに開示します。

グループ体経営の強化による総合力の発揮

当社は、連結子会社らとの統合により、更なるロー・コスト経営を実現し、連結子会社らの競争優位性のある営業力を一体化させ、当社グループの総合力を発揮します。

また、物流機能や間接部門等についても、当社のグループ全体の業務を統合し、更なるコスト競争力の向上を図ります。

健全な財務体質への改善

関係金融機関等から本債権放棄（約602億円程度の債権放棄）を受けることで有利子負債を306億円程度まで削減し、スポンサーによる総額約90億円（予定）規模の出資を受けることで、財務体質を大幅に改善します。

また、負の利益剰余金を可及的速やかに解消するために、平成26年度上期を目途に資本剰余金の額の減少及び減少額の利益剰余金への振替（欠損の填補）を実施する予定です。

(2) 企業再編等

当社が、本事業再生計画を遂行し、当社事業の再生を図るためには、グループ体経営を強化し、当社グループが一体となって再生に取り組むとともに、財務体質を改善する必要があることから、以下の企業再編等を予定しています。

株式交換

当社は、グループ全体の経営資源の選択と集中及びガバナンス体制の強化を目的として、連結子会社らとの間で本株式交換を実施し、当該各社の全てを当社の完全子会社とします。詳細につきましては、後記の「 . 1 株式交換の要旨」をご覧ください。

第三者割当増資

当社は、本株主総会において、()本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、本買取決定が行われること、並びに本債権放棄が実行されることを前提に、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行います。詳細につきましては、後記の「 . 2 第三者割当による株式の発行について」をご覧ください。

なお、実際の発行株式数及び払込金額は、本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後に、本株式交換の効力発生日後の当社の発行済株式総数や総議決権数の状況等を踏まえて各スポンサーとの協議より最終決定する予定です。したがって、今後、スポンサーの取得する株式数、取得する議決権比率及び払込金額には変更が生じる可能性があります。

当社は、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行うことにより、本事業再生計画の遂行に必要な総額約90億円（予定）規模の資金を調達し、スポンサーの当社に対する議決権比率は、合計で3分の2超となります。また、当社は、スポンサーに対して、本事業再生計画の遂行に必要な最大限の支援と協力を依頼します。

利益剰余金填補のための資本剰余金の減少

当社は、負の利益剰余金を可及的速やかに解消するため、平成26年度上期を目途に資本剰余金の額の減少及び減少額の利益剰余金への振替（欠損の填補）を実施する予定です。

(3) 金融支援

当社は、機構による再生支援手続の中で、関係金融機関等に対して、本債権放棄（約602億円の債権放棄）を金融支援として依頼します。

また当社は、三菱東京UFJ銀行から、本事業再生計画の遂行に必要な運転資金として、限度額15億円の新規融資枠の設定を受けることを予定しています。

債権放棄を受ける債務の内容等

債権放棄を受ける債務の種類	借入金
本債権放棄の額（単体）	約602億円
最近事業年度の末日（平成24年3月31日）の債務の総額（単体）	1,177億円
最近事業年度の末日（平成24年3月31日）の債務の総額に対する当該債権放棄等の割合	51%

金融支援による当社財務への影響

平成24年12月31日における連結純資産額は約426億円である一方で、「 . 当該事象の損益および連結損益に与える影響額」に記載のとおり、平成25年3月期に減損損失約530億円及び棚卸資産評価損約35億円の特別損失を計上することから、この結果、平成25年3月期決算において、連結純資産がマイナスとなり、債務超過となる見通しです。

しかしながら、当社は、平成25年8月27日に本債権放棄により有利子負債が約602億円減少することとなる見通しであり、かつ、同日に本第三者割当増資による総額90億円（予定）の資金を調達することと合わせて、債務超過を解消し、財務基盤の確立が図られるものと考えております。なお、本第三者割当増資により、合計で、資本金の額が約45億円増加し、資本準備金の額が約45億円増加する予定です。

上場廃止基準への該当に関する事項

前記「(3) 金融支援による当社財務への影響」に記載のとおり、当社は平成25年3月期決算において、連結純資産がマイナスとなり債務超過となりますが、平成25年8月27日に実行が予定されている本債権放棄および本第三者割当増資によって債務超過を解消する見通しです。

但し、本債権放棄額は最近事業年度の末日の債務の総額の10%以上となることから、本債権放棄の合意により、当社は東証の上場廃止基準に抵触することとなります。

当社としては上場維持のため、有価証券上場規程第605条第1項に基づく再建計画等の審査に係る申請を行います。これに伴い、同取引所により再建計画が適当と認められ、かつ、本債権放棄の合意がなされ、再建計画を開示した日の翌日（平成25年6月21日）から1ヶ月間の平均時価総額及び当該1ヶ月間の最終日（平成25年7月20日（実質的に同年7月19日））の時価総額のいずれもが10億円以上であったときには、上場が維持されることになります。

3 今後の日程

平成25年 3月28日	(木)	機構に対する再生支援申込みと再生支援決定 本株式交換に関する株式交換契約の締結
5月中旬		本株主総会の招集等に係る取締役会決議（注1）
6月18日まで		連結子会社らの定時株主総会（予定）
6月18日	(火)	本株主総会（予定） 本株式交換の承認 定款変更の承認
6月20日	(木)	本第三者割当増資の承認 本債権放棄の合意（予定） 本買取決定（予定）
7月9日	(火)	本株式交換の効力発生（予定）
8月7日	(水)	本第三者割当増資の最終条件の決定（予定）
8月27日	(火)	本債権放棄の実行（予定） 機構による債権買取り等（注2）の実行（予定） 本第三者割当増資に係る払込みの完了（予定）

（注1） 本第三者割当増資に係る当社取締役会の決議に関しては、平成25年6月18日に募集株式の種類、募集株式の数の上限等に関する決議を行い、本株式交換の効力発生日後の平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において、本第三者割当増資による募集の最終条件を決議いたします。

（注2） 機構による機構法第22条第1項第1号に定める「債権買取り等」を指します。

・ 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

本事業再生計画に基づき、平成25年3月期に、連結・個別ともに以下の特別損失の計上を行います。

1 減損損失

本事業再生計画に基づき、今後の当社の業績動向などを慎重に検討した結果、減損損失約530億円を計上します。

2 棚卸資産評価損

本事業再生計画に基づき、当社の貯蔵品にかかる評価の見直しを行い、棚卸資産評価損約35億円を計上します。

・ 当該事象の内容に関する補足情報

1 株式交換の要旨

(1) 株式交換の目的

当社の連結子会社らは、二次加工、需要家への販売能力（商社機能）、物流機能などの鋼材事業の重要な機能の一部を担っており、それぞれ事業分野毎に事業を展開して参りました。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は、内需の低迷・縮小、大幅な円高、原材料価格の高騰等により急激に厳しさを増しており、当社もまた当該経営環境の急激な悪化に加え、前記「1.再生支援申込みの目的」記載の各窮境原因が相俟って表面化し、多額の営業損失を計上するに至っております。このような状況下において、当社グループが、経営基盤を抜本的に強化し、事業の継続的成長を果たすためには、分散している経営資源の効率化による事業の効率化を行い、シナジー効果を創出するとともに、経営の一体化による意思決定の迅速化を図ることが緊喫の課題であると認識しております。

当社は、連結子会社らを完全子会社化することにより、経営の効率化及び外部環境変化への対応力の強化を図り、早期に効率的な体制を実現することができると判断しており、その結果として、各社間の連携促進による販路の強化や生産・物流拠点の有効活用及び積極的な人材交流などによる経営支援の効率化等の効果を見込んでおります。

(2) 株式交換の日程

本株式交換に係る取締役会決議日	平成25年3月28日
本株式交換契約締結日	平成25年3月28日
本株主総会開催日	平成25年6月18日（予定）
本株式交換予定日（効力発生日）	平成25年7月9日（予定）

（注1）当社は、本株主総会の決議による承認を受けたうえで本株式交換を行う予定です。

（注2）本株式交換の日程や効力発生日は、当社と連結子会社らの合意により変更されることがあります。

(3) 株式交換の方式

株式交換の方式は、当社を株式交換完全親会社、連結子会社ら各社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては本株主総会の決議による承認を受けたうえで、また、連結子会社らにおいては平成25年6月18日までに開催予定の定時株主総会の決議による承認を受けたうえで、平成25年7月9日を効力発生日として行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

	中山製鋼所 （株式交換完 全親会社）	中山三星建材 （株式交換完 全子会社）	中山通商 （株式交換完 全子会社）	三星商事 （株式交換完 全子会社）	三星海運 （株式交換完 全子会社）	三泉シャー （株式交換完 全子会社）
株式交換に係る 割当ての内容	1	177	25	35	563	63

（注1）株式の割当比率

中山三星建材の普通株式1株に対して、当社の普通株式177株を割当て交付いたします。中山通商の普通株式1株に対して、当社の普通株式25株を割当て交付いたします。三星商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式35株を割当て交付いたします。三星海運の普通株式1株に対して、当社の普通株式563株を割当て交付いたします。三泉シャーの普通株式1株に対して、当社の普通株式63株を割当て交付いたします。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、連結子会社らと協議のうえ、変更する可能性があります。

（注2）株式交換により交付する株式数等

当社は、本株式交換により、普通株式152,772千株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する株式は当社が保有する自己株式（平成24年9月30日現在2,673千株）を充当せず、新株式の発行を行う予定です。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式を東証において売却することはできませんが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまにおいては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

A) 単元未満株式の買取制度（1,000株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

B) 単元未満株式の買増制度（1,000株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

連結子会社らは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、連結子会社ら（三星商事及び三泉シヤーを除く）各社がそれぞれ別個に、当社及び連結子会社らから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメント株式会社（以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。）を、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田FAS株式会社（以下、「山田FAS」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。なお、三星商事及び三泉シヤーについては、各社の判断により、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼していません。

なお、当社及び連結子会社らはそれぞれの第三者算定機関より本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、連結子会社らについても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、連結子会社らとの業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、連結子会社らがフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、連結子会社らの普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

対象	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
中山三星建材	DCF法	135～214
	類似会社比較法	165～214
中山通商	DCF法	18～30
	類似会社比較法	18～44
三星商事	DCF法	31～42
	類似会社比較法	25～39
三星海運	DCF法	533～802
	類似会社比較法	539～580
三泉シヤー	DCF法	76～130
	類似会社比較法	45～79

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄（約602億円）及び本第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当社及び連結子会社らから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、連結子会社ら及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて連結子会社らの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

山田FASは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、中山三星建材、中山通商及び三星海運についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社が山田FASに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料

への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、連結子会社らとの業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山三星建材、中山通商及び三星海運が山田F A Sに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益を見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、後記の株式交換比率の算定レンジは、中山三星建材、中山通商及び三星海運の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

対象	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
中山三星建材	D C F 法	150 ~ 224
	類似会社比較法	91 ~ 256
中山通商	D C F 法	19 ~ 29
	類似会社比較法	16 ~ 35
三星海運	D C F 法	513 ~ 766
	類似会社比較法	450 ~ 741

なお、山田F A Sは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄（約602億円）及び本第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

山田F A Sは、株式交換比率の算定に際して、当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、山田F A Sは当社、中山三星建材、中山通商、三星海運及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

算定の経緯

当社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田F A Sの分析結果をそれぞれ参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、当社及び連結子会社らとの間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日最終的に前記「(3) 株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

算定機関との関係

フロンティア・マネジメント、山田F A Sはいずれも、当社及び連結子会社らとは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

公正性を担保するための措置

連結子会社らは、当社の連結子会社であることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、中山三星建材、中山通商及び三星海運は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当社はフロンティア・マネジメントに、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田F A Sに、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、連結子会社らはかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、当社及び連結子会社らは、いずれも、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

利益相反を回避するための措置

連結子会社らは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

(5)株式交換の当事会社の概要（平成24年3月31日現在）

	株式交換完全親会社			株式交換完全子会社				
(1) 名称	株式会社中山製鋼所			中山三星建材株式会社				
(2) 本店所在地	大阪市大正区船町一丁目1番66号			堺市堺区山本町6丁124番地				
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 博務			代表取締役社長 柳澤 俊三				
(4) 事業内容	鉄鋼製品の製造、販売			軽量形鋼、電縫鋼管及び建設関連製品の製造・加工と販売他				
(5) 資本金	15,538百万円			300百万円				
(6) 設立年月日	大正12年12月22日			昭和24年4月28日				
(7) 発行済株式数	131,383,661株			714,436株				
(8) 決算期	3月31日			3月31日				
(9) 従業員数	742名			231名				
(10) 主要取引先	中山通商(株)、阪和興業(株)、日鐵商事(株)、新日本製鐵(株)、中山三星建材(株)			中山通商(株)、三星商事(株)、阪和興業(株)、(株)カノークス				
(11) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、(株)あおぞら銀行			(株)三菱東京UFJ銀行、(株)みずほ銀行、(株)りそな銀行				
(12) 大株主及び持株比率	新日本製鐵株式会社	9.80%	株式会社 中山製鋼所	40.29%	財団法人 中山報恩会	8.13%	中山通商株式会社	14.16%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.78%	三星商事株式会社	12.93%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.76%	三星海運株式会社	11.44%
	CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人シティバンク銀行株式会社）	2.16%	南海化学株式会社	5.31%	尼崎製罐株式会社	1.51%	尼崎製罐株式会社	4.88%
	中山持株共栄会	2.06%	不動恒産株式会社	2.01%	日鐵商事株式会社	1.29%	関西鉄工株式会社	1.17%
	株式会社中山製鋼所	2.03%	株式会社 関西トラスト	1.16%	株式会社 サワライズ	1.07%	株式会社 サワライズ	1.07%
	尼崎製罐株式会社	1.51%						
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1.51%						
	日鐵商事株式会社	1.29%						
(13) 当事会社間の関係等	資本関係	中山三星建材の株式を当社及び当社の連結子会社が84.15%保有しております。						
	人的関係	当社の取締役1名が中山三星建材の取締役を兼任しております。						
	取引関係	当社は中山三星建材に対して、帯鋼等を販売しております。						
	関連当事者への該当状況	中山三星建材は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。						
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円）	中山製鋼所（連結）			中山三星建材（単体）				
決算期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期		

純資産	66,042	59,209	49,672	10,503	11,312	11,530
総資産	228,100	215,322	204,786	19,243	20,113	18,056
1株当たり純資産 (円)	369.11	309.85	228.53	14,701.13	15,834.24	16,139.64
売上高	156,278	173,959	171,763	17,565	19,154	19,594
営業利益	8,461	1,639	4,968	717	914	224
経常利益	10,013	3,919	6,337	725	900	210
当期純利益	19,654	6,779	11,619	913	854	217
1株当たり当期純 利益(円)	152.68	52.66	90.27	1,278.05	1,196.18	304.03

(注) 新日本製鐵株式会社は、平成24年10月1日付けで住友金属工業株式会社と合併し、商号を新日鐵住金株式会社に
変更いたしました。

	株式交換完全子会社			株式交換完全子会社		
(1) 名称	中山通商株式会社			三星商事株式会社		
(2) 本店所在地	大阪市西区南堀江一丁目12番19号			大阪市西区川口三丁目1番20号		
(3) 代表者の役職・氏 名	代表取締役社長 徳山 寛			代表取締役社長 前川 宗里		
(4) 事業内容	鉄鋼製品並びにその関連商品の販売			鋼材、亜鉛鉄板、線材、建材製品の販売		
(5) 資本金	96百万円			46百万円		
(6) 設立年月日	昭和23年8月6日			昭和23年10月1日		
(7) 発行済株式数	1,920,000株			920,000株		
(8) 決算期	3月31日			3月31日		
(9) 従業員数	63名			175名		
(10) 主要取引先	(株)中山製鋼所、中山三星建材(株)、東晃鋼業(株)、吉田鋼業(株)			(株)中山製鋼所、中山三星建材(株)、二藤レール(株)		
(11) 主要取引銀行	(株)りそな銀行、(株)福岡銀行、(株)みずほ銀行、(株)商工組合中央金庫			(株)福岡銀行、(株)みずほ銀行、(株)伊予銀行		
(12) 当事会社間の関係 等	資本関係 中山通商の株式を当社及び当社の連結子会社が50.04%保有しております。また、三星商事の株式を当社及び当社の連結子会社が70.54%保有しております。			人的関係 当社の取締役1名が中山通商の取締役に兼任しております。また、当社の従業員1名が三星商事の取締役に兼任しております。		
	取引関係 当社は中山通商に対して、鋼材製品を販売しており、中山通商は当社に対して鉄源を販売しております。また、当社は三星商事に対して、鋼材製品を販売しております。			関連当事者への該当状況 中山通商及び三星商事は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。		
(13) 大株主及び持株比 率	株式会社中山製鋼所 20.99% 中山三星建材株式会社 19.63% 株式会社サワライズ 6.24% 南海化学株式会社 5.59% 関西鉄工株式会社 5.00% 大中物産株式会社 4.93% 株式会社関西トラスト 4.68% 関西観光開発株式会社 4.01% 三星海運株式会社 3.83% ニッタイ株式会社 3.65%			中山三星建材株式会社 27.17% 株式会社中山製鋼所 23.36% 南海化学株式会社 15.65% 尼崎製罐株式会社 13.04% 中山恒産有限公司 4.38% 三星海運株式会社 4.35% 中山隆夫 3.34% 中山浩文 3.15% 中山化成株式会社 2.39% 株式会社サワライズ 1.09%		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)						
	中山通商株式会社(単体)			三星商事株式会社(単体)		
決算期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期

純資産	3,924	4,124	4,469	2,610	2,699	2,847
総資産	15,306	18,685	19,745	9,966	11,075	10,960
1株当たり純資産 (円)	2,044.21	2,148.32	2,327.91	2,837.17	2,934.46	3,094.79
売上高	47,876	55,038	73,185	20,225	21,228	21,696
営業利益	202	492	518	291	332	322
経常利益	196	488	610	309	344	358
当期純利益	116	211	348	171	104	158
1株当たり当期純 利益(円)	60.65	109.91	181.42	185.90	114.09	171.97

	株式交換完全子会社	株式交換完全子会社		
(1) 名称	三星海運株式会社	三泉シヤ－株式会社		
(2) 本店所在地	大阪市西区新町四丁目19番9号	大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 針原 保典	代表取締役社長 今井 武		
(4) 事業内容	内航運送業、トラック運送事業、港湾沿岸荷役事業、倉庫業、通関業	縞鋼板の剪断・加工・販売		
(5) 資本金	56百万円	60百万円		
(6) 設立年月日	昭和21年11月14日	昭和32年12月21日		
(7) 発行済株式数	56,196株	120,000株		
(8) 決算期	3月31日	3月31日		
(9) 従業員数	146名	12名		
(10) 主要取引先	(株)中山製鋼所、中山三星建材(株)、日鐵物流(株)	中山通商(株)、三星商事(株)		
(11) 主要取引銀行	(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫、(株)りそな銀行	(株)りそな銀行		
(12) 当事会社間の関係等	資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者への該当状況	三星海運の株式を当社及び当社の連結子会社が60.14%保有しております。また、三泉シヤ－の株式を当社及び当社の連結子会社が100%保有しております。 当社の従業員1名が三星海運の取締役を兼任しております。また、当社の従業員1名が三泉シヤ－の取締役を兼任しております。当社の監査役1名が三星海運及び三泉シヤ－の監査役を兼任しております。 三星海運は当社に対して物流サービスを提供しております。また、当社は三泉シヤ－に対して、縞鋼板を販売しております。 三星海運及び三泉シヤ－は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。		
(13) 大株主及び持株比率	株式会社中山製鋼所 中山三星建材株式会社 中山通商株式会社 大中物産株式会社 三星商事株式会社 ニッタイ株式会社 針原保典 河野徹 関西鉄工株式会社 関西観光開発株式会社	24.73% 17.96% 9.43% 6.22% 5.42% 4.00% 3.91% 2.85% 2.80% 2.67%	中山通商株式会社 三星海運株式会社 株式会社中山製鋼所 中山三星建材株式会社 三星商事株式会社	23.33% 23.33% 19.00% 17.67% 16.67%
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円）				

決算期	三星海運株式会社(単体)			三泉シヤ-株式会社(単体)		
	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期
純資産	2,170	2,291	2,266	736	703	708
総資産	4,246	4,542	4,344	1,373	1,558	1,440
1株当たり純資産 (円)	38,620.77	40,779.59	40,340.22	6,136.20	5,865.89	5,900.61
売上高	8,120	8,936	9,325	1,678	1,721	1,532
営業利益	249	165	4	27	15	2
経常利益	190	197	10	24	13	5
当期純利益	78	128	18	15	28	4
1株当たり当期純 利益(円)	1,395.58	2,278.01	322.91	127.63	238.85	37.39

株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社中山製鋼所
(2) 所在地	大阪市大正区船町一丁目1番66号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 博務
(4) 事業内容	鉄鋼製品の製造、販売
(5) 資本金	本株式交換に伴う異動はありません
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

2 第三者割当による株式の発行について

当社は、機構からの再生支援決定の通知を受け、第三者割当の方法による株式発行を後記概要のとおり予定しております。本第三者割当増資の実行に伴い、既存株式の議決権に大幅な希薄化が生じることが見込まれますが、希薄化率は最大で約271%であり300%を超えないことから、東証の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであります。

(1) 募集の概要

株式の概要

(ア)	払込期日	平成25年8月27日（予定）
(イ)	発行新株式数	346,750,000株（上限）
(ウ)	発行価額	1株につき金26円（下限）
(エ)	払込金額の総額	合計9,015,500,000円（予定）
(オ)	募集の方法又は割当方法	第三者割当の方法によるものとし、概ね次のとおり割り当てる。（但し、後記のとおり、最終的な割当数は当社取締役会の決議により決定する。） （割当予定先） （割当予定株式数） 新日鐵住金株式会社 94,246,000株 阪和興業株式会社 79,883,000株 日鐵商事株式會社 52,404,000株 エア・ウォーター株式会社 46,885,000株 大阪瓦斯株式会社 19,230,000株 大和P Iパートナーズ株式会社 54,102,000株
(カ)	募集事項の決定の委任	前記に定めるもののほか、募集株式の募集事項及び割当てに関する細目事項については、当社取締役会の決議により決定する。
(キ)	その他	前記の各項目は、本株主総会において、（ ）本株式交換、（ ）当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び（ ）本第三者割当増資に係る承認がなされ、本株式交換及び当該定款変更が効力を生じていること、機構により本買取決定が行われること、並びに本債権放棄が実行されることを条件としております。

(2) 募集の目的及び理由

前記「 . 1 再生支援申込みの目的」に記載のとおり、当社グループが持続的に成長していくためには、グループ企業の経営管理を強化するとともに、自己資本が脆弱であり、かつ、過大な有利子負債を負担している現状を改善する必要があります。そこで、本事業再生計画に基づき、過剰債務の解消を図るべく、本債権放棄の要請を行うとともに、抜本的な財務体質の改善・強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図るため、スポンサーより第三者割当による資金調達を行うものです。なお、本第三者割当増資に伴い、既存株式の議決権に大幅な希薄化が生じることが見込まれますが、当社といたしましては、本第三者割当増資により、過剰債務の解消を図るとともに、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図ることができ、機構の再生支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであると考えております。

なお、募集の概要については前記「(1)募集の概要」記載のとおりを予定しておりますが、本第三者割当増資に先立つ株式交換の結果（反対株主による株式買取請求の結果を含みます。）によっては、本第三者割当増資の実行後の議決権状況に変動が生じうるため、払込金額及び各割当先への割当株式数の最終的な決定は、株式交換の効力発生後に当社取締役会（平成25年8月7日開催予定）の決議によって行うべく、本株主総会において、前記「(1)募集の概要 株式の概要(イ)」「発行新株式数」及び(ウ)「発行価額」に記載の株式数と払込金額の範囲で、当社取締役会に委任していただくことにつき、ご承認を頂く予定です。

(3) 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

株式

. 調達する資金の額（予定）

1. 払込金額の総額	9,015,500,000円
2. 発行諸費用の概算額 （内訳：本第三者割当増資に係る登記関係費用等）	33,000,000円
3. 差引手取概算額	8,982,500,000円

調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
1. 構造改革費用等（注2）	約35億円	平成25年8月～ 平成27年3月
2. 設備投資資金等（注3）	約55億円	平成25年8月～ 平成27年3月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 構造改革費用等の内訳は以下のとおりです。

- ・人員整理に伴う退職金の支払い等（見込み）約12億円
- ・組織運営体制の刷新に伴う人員の異動及び雇用条件の調整その他の人事労務費用（見込み）約10億円
- ・事業再構築にかかるデューデリジェンス費用（見込み）約3億円
- ・事業再構築にかかる諸手数料（見込み）約3億円
- ・本事業再生計画策定に関わる外部専門家費用（見込み）約7億円

3. 設備投資資金等は、主に船町工場（鉄鋼事業）の工場運営上、必要不可欠な維持更新（老朽更新）投資を予定しており、生産能力の拡大のための新規投資は見込んでおりません。なお、設備投資資金等の内訳は以下のとおりです。

- ・機械及び装置（見込み） 約49億円
 - ・製鋼 約 8.8億円
 - ・メッキ精整 約 7.0億円
 - ・熱延 約21.3億円
 - ・その他 約12.0億円
- ・建物及び構築物等（見込み）約6億円
 - ・製鋼 約0.9億円
 - ・メッキ精整 約0.7億円
 - ・熱延 約2.5億円
 - ・その他 約1.5億円

(4) 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は本事業再生計画の一環として行われるものであり、当社グループの成長戦略及び事業再生のために必要不可欠であることから、前記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

(5) 発行条件等の合理性

第三者割当による募集株式の払込金額、算定根拠及びその具体的内容

前記「1. 再生支援申込みの目的」に記載のとおり、当社は、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っており、財務体質の改善を含む抜本的な事業再構築を推進することが不可避となっておりますが、自己資本が脆弱で、過大な有利子負債を負担している現状では、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っています。そこで、当社は、主力銀行である三菱東京UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込むこととし、機構の再生支援の中で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に金融支援を依頼するとともに、連結子会社らとの本株式交換によりグループ一体化を強化した上で、スポンサーからの約90億円の出資（本第三者割当増資）を得て、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることとしました。

当社は、新日鐵住金株式会社をはじめとして、複数の候補先との接触を断続的に行い、事業パートナーとなりうる企業を模索・検討した結果、新日鐵住金株式会社をはじめとするスポンサーとの間で、当社の現状についての認識を共有するに至りました。当社は、スポンサーから本事業再生計画の一環として本第三者割当増資により資金調達を行うことにより、早期に財務基盤の建て直しを図り、収益基盤を構築することが喫緊の課題であると考えております。かかる財務体質の強化が抜本的収益計画の実現に不可欠であるとの認識のもと、当社及び鉄鋼業界の置かれた現状を勘案し、スポンサーとの協議を重ねた結果として、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至った現状及び本第三者割当増資は機構による再生支援を行う当社の事業再生の一環であり現実的に実現可能な選択肢が他に存在しないことを踏まえると、本事業再生計画に基づく本債権放棄がなされることを前提としても、新株式を時価で発行して資金調達を行うことは困難であると考えました。そこで、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換および本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を総額約90億円(予定)とすることを基本的な枠組みとして、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定して発行価額の下限を26円(本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前取引日(以下、「直前取引日」といいます。)の終値(70円)から62.9%(少数第2位以下を四捨五入しています。以下、ディスカウント率の計算について同じです。)ディスカウントの価格)に設定し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと協議の上、最終的には平成25年8月7日開催予定の当社取締役会が決定する価格とすることを予定しています。以上から、本事業再生計画を遂行し、財務基盤強化の実現及び将来的な企業価値の向上の実現のためには、前記発行価額により本第三者割当増資を実施することが最善であると考えております。

なお、発行価額の下限(26円)での発行となった場合は、直前取引日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(65円(円未満切捨てしています。以下、終値の単純平均値の計算について同じです。))に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(65円)に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(53円)に対して50.9%のディスカウントを行った金額となり、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本第三者割当増資は有利発行に該当するものと判断されます。そこで、本株主総会において、本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得ることを条件に、本第三者割当増資を行うことといたしました。

本第三者割当増資の実行については、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等を確保することが、必要不可欠かつ喫緊の課題である当社の現状等を踏まえ、本第三者割当増資の実行が機構の再生支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであること、当社の事業再生を行うための現実的に実現可能な選択肢が他に存在しないこと等を総合的に勘案し、取締役会において十分に審議を重ねた結果、本第三者割当増資の発行条件等及び割当予定先の選定は合理性を有し、当社の株主共同の利益に合致するものと判断し、全会一致で決議いたしました。また、各監査役は、本第三者割当増資について、スポンサーとの交渉経緯、発行価額の算定根拠及び本第三者割当増資の必要性について適時に説明を受けており、本第三者割当増資に係る取締役会における審議及び議決に際して、スポンサーに対する本第三者割当増資を行うことは必要かつ合理的である旨の意見を監査役全員から得ております。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資の発行数量は、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換及び本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を総額約90億円（予定）とすることを基本的な枠組みとして、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定して発行数の上限を346,750千株に設定し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと最終協議の上、最終的には平成25年8月7日開催予定の当社取締役会が決定する発行数とすることを予定しております。

本第三者割当増資に基づき新株式が発行された段階で、普通株式の議決権に最大約271%の大幅な希薄化が生じることとなります。当社といたしましては、本第三者割当増資により、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図ることができること、当社の自己資本比率は、本事業再生計画に基づく本債権放棄がなされることを前提にしても、国内の景気変動や金融情勢の影響を強く受ける普通鋼電炉メーカーの中では低水準にあり、不確実性が増す国内経済の変化に対応するだけの十分な水準に達していないところ、本第三者割当増資により自己資本比率を向上させ、財務体質の抜本的な改善を図ることができることに加え、事業の選択と集中の徹底、大幅なコスト削減及びグループの一体経営の強化を基本方針とする本事業再生計画の遂行を迅速かつ確実に遂行するためには、スポンサーに当社の議決権総数の3分の2超を保有する株主として当社の事業再生に関与していただくことが、既存株主にとっても、最善の方法であると考えております。

さらに当社としましては、複数のスポンサーによる出資をいただくことにより、各スポンサーとのアライアンス関係の維持及び強化または多様化を図ることができ、本第三者割当増資には事業面での効果が期待できること、機構の再生支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであることや、本事業再生計画は、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人である機構による再生支援を受けて遂行されるため、その透明性及び公正性を確保するとの効果も期待できることから、本第三者割当増資は、当社の株主共同の利益に合致すると認識しております。

以上により、当社といたしましては、本第三者割当増資は、当社が置かれた事業環境及び財務状況に鑑み、事業再生に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の改善のため必要不可欠なものであり、これに伴い生じる希薄化についても一定の合理性があると考えております。

なお、本第三者割当増資により発行する株式数の上限346,750千株に係る議決権数は346,750個であり、平成24年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数128,169個に対する希薄化率は約271%であります。当該希薄化率は300%を超えないことから、東証の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであります。

(6) 割当予定先の選定理由等

割当予定先の概要	割当予定先の概要の詳細は、別紙2をご覧ください。
割当予定先を選定した理由	<p>当社は、「(5) 第三者割当による募集株式の払込金額、算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、新日鐵住金株式会社をはじめとして、複数の候補先との接触を断続的に行い、事業パートナーとなりうる企業を模索・検討しました。その結果、当社と従来から取引のある新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社並びにファイナンススポンサーとして大和P Iパートナーズ株式会社との間で、当社の現状についての認識を共有するに至りました。その中で、当社は、スポンサーから本事業再生計画の一環として第三者割当により資金調達を行うことにより、早期に財務基盤の建て直しを図り、収益基盤を構築するとともに、取引関係を強化し、お互いの強みの有効活用を図ることが最善であるとの結論に至りました。当社はこれにより当社の主力事業である鋼材事業における更なる発展に向けた経営戦略を講じて参りたいと考えております。</p> <p>割当予定先の個別選定理由は以下の通りです。</p> <p>新日鐵住金株式会社は、電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化及び今後新日鐵住金株式会社が指名する監査役1名を、本株主総会における選任決議に基づき受け入れる予定であることによるものです。</p> <p>阪和興業株式会社及び日鐵商事株式会社は、鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化のためです。</p> <p>エア・ウォーター株式会社は、液化酸素、液化窒素等液化ガスの原材料仕入関係の更なる強化のためです。</p> <p>大阪瓦斯株式会社は、都市ガスの仕入関係の更なる強化のためです。</p> <p>大和P Iパートナーズ株式会社は、財務的なアドバイスを通じた新たな関係構築とその強化のためです。</p>
割当予定先の保有方針	割当予定先の保有方針の詳細は、別紙3をご覧ください。
割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	<p>当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社については、各スポンサーが払い込むべき資金全額を含む相当の資金が確保されていることについて、第3四半期の四半期報告書にて確認しております。また、大和P Iパートナーズ株式会社については、払い込むべき資金全額を含む相当の資金が金融機関の預金口座残高に確保されていることについて、当該金融機関から提出された取引残高報告書により確認しております。</p>

大和P Iパートナーズ株式会社は、東証市場第一部に上場している株式会社大和証券グループ本社の連結子会社であり、株式会社大和証券グループ本社が東証に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、大和証券グループとして反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東証のホームページにて確認することにより、大和P Iパートナーズ株式会社及び大和P Iパートナーズ株式会社の役員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

(7) 第三者割当後の大株主及び持株比率(見込み)

募集前(平成24年9月30日現在)		募集後(注)	
新日本製鐵株式会社	9.80%	新日鐵住金株式会社	16.98%
財団法人中山報恩会	8.13%	阪和興業株式会社	12.78%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.78%	日鐵商事株式會社	8.58%
中山持株共栄会	2.23%	大和P I パートナーズ株式会社	8.58%
株式会社中山製鋼所	2.03%	エア・ウォーター株式会社	7.50%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2.02%	中山三星建材株式会社	3.99%
尼崎製罐株式会社	1.51%	中山通商株式会社	3.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	1.44%	三星海運株式会社	3.09%
日鐵商事株式會社	1.29%	三星商事株式会社	3.06%
住友生命保険(相)(常任代理人日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1.14%	大阪瓦斯株式会社	3.05%

(注1) 募集後の持株比率については、本株式交換において、平成24年9月30日現在の連結子会社らの株主(当社を除きます。)が保有する連結子会社らの株式のすべてを当社が本株式交換により取得すること(すなわち、連結子会社らの株主による株式買取請求がなされないこと)及び当社株主からの株式買取請求がなされないこと、本第三者割当増資による割当数が、前記「2.(1).(オ)募集の方法又は割当方法」に記載されたとおりであること、並びにこれら以外には平成24年10月1日以降に当社の株主の保有株式数に変動が生じていないこと、を前提として算出した数値です。本株式交換の結果(反対株主による株式買取請求の結果を含みます。)及び本第三者割当増資の最終的な条件により、募集後の持株比率に変更が生じる可能性があります。

(注2) 新日本製鐵株式会社は、平成24年10月1日付けで住友金属工業株式会社と合併し、商号を新日鐵住金株式会社に更改いたしました。

(8) 今後の見通し

本第三者割当増資の実行により、平成24年9月30日時点の既存株式の議決権に対し、最大約271%の希薄化が生じる見込みです。

(9) 企業行動規範上の手続

本第三者割当増資の実行後は、希薄化率が25%以上となることから、東証の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続として、本株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

(10) 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

最近3年間の業績（連結）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	156,278百万円	173,959百万円	171,763百万円
営業利益	8,461百万円	1,640百万円	4,968百万円
経常利益	10,013百万円	3,919百万円	6,337百万円
当期純利益	19,654百万円	6,779百万円	11,620百万円
1株当たり当期純利益	152.68円	52.66円	90.27円
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	369.11円	309.85円	228.53円

現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年9月30日現在）

	株式数	発行済株式に対する比率
発行済株式数	131,383,661株	100%

平成24年9月30日時点において、潜在株式はありません。

最近の株価の状況

.最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	194円	145円	117円
高値	252円	166円	130円
安値	105円	66円	63円
終値	146円	116円	75円

当社株式の東証におけるものであります。

.最近6ヶ月間の状況

	平成24年 9月	10月	11月	12月	平成25年 1月	2月
始値	37円	39円	40円	48円	58円	66円
高値	41円	41円	62円	50円	76円	70円
安値	36円	37円	37円	43円	58円	57円
終値	40円	39円	54円	47円	64円	60円

当社株式の東証におけるものであります。

再生支援申込み決議日前取引日株価

	平成25年3月27日
始値	68円
高値	71円
安値	67円
終値	70円

最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

(11) 発行要項（予定）

別紙1をご参照下さい。

3 定款の変更（予定）

当社は、本事業再生計画に基づく本第三者割当増資を行うため、本株主総会において、定款の変更に係る議案を付議することを予定しております。なお、本第三者割当増資は、本第三者割当増資の実行に必要な定款変更が本株主総会において承認されることを条件の一つとしております。

(1) 定款変更の目的

当社は、事業再生計画の一環として行われる本第三者割当増資に備え、十分な発行可能株式総数を確保するため、定款の一部変更を行うことを予定しております。

(2) 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億株</u> とする。

なお、当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更の効力発生は、本株主総会において本株式交換及び当該定款変更に係る承認を得ること、並びに本株式交換の効力が生じていることを条件としております。

(3) 日程

平成25年5月中旬

本株主総会の招集に係る取締役会決議（予定）

平成25年6月18日（火）

本株主総会（予定）

平成25年7月10日（水）

本株式交換の効力発生を条件とする発行可能株式総数の増加に係る定款変更の効力発生日（予定）

4 主要株主の異動（見込み）

(1) 異動の年月日

平成25年8月27日（予定）

(2) 異動の理由

前記「1 株式交換の要旨」に記載した本株式交換にかかる新株式の発行及び「2 第三者割当による株式の発行について」に記載したスポンサーに対する新株式の発行に伴い異動が見込まれるものです。

なお、当社の主要株主であり筆頭株主である新日鐵住金株式会社は、本株式交換にかかる新株式の発行により当社の主要株主に一旦該当しなくなる見込みですが、その後の本第三者割当増資により、再度主要株主となる見込みです。

(3) 株式交換により主要株主でなくなる予定の筆頭株主の概要

名称 新日鐵住金株式会社

なお、所在地等の概要につきましては、「別紙2 割当予定先の概要(1)」に記載のとおりであります。

(4) 第三者割当により新たに主要株主になる株主の概要

「別紙2 割当予定先の概要」をご参照下さい。

名称 新日鐵住金株式会社（主要株主である筆頭株主）

阪和興業株式会社（主要株主）

日鐵商事株式會社（主要株主）

大和PIパートナーズ株式会社（主要株主）

(5) 異動前後における主要株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主等の議決権の数に対する割合

		議決権の数 （所有株式数）	総株主等の議決権の数 に対する割合	大株主順位
新日鐵住金 株式会社	異動前 （本株式交換前）	12,875個 （12,875,957株）	10.05%	第1位
	異動後 （本株式交換後、 本第三者割当増資 前）	12,875個 （12,875,957株）	6.61%	第1位
	異動後 （本第三者割当増 資後）	107,121個 （107,121,957株）	19.80%	第1位
阪和興業 株式会社	異動前 （本株式交換前）	729個 （729,902株）	0.57%	
	異動後 （本第三者割当増 資後）	80,612個 （80,612,902株）	14.90%	第2位
日鐵商事 株式會社	異動前 （本株式交換前）	1,698個 （1,698,000株）	1.33%	第9位
	異動後 （本第三者割当増 資後）	54,102個 （54,102,000株）	10.00%	第3位
大和PIパートナーズ 株式会社	異動前 （本株式交換前）	0個 （0株）	0%	
	異動後 （本第三者割当増 資後）	54,102個 （54,102,000株）	10.00%	第3位

（注）異動前の数値については、平成24年9月30日現在の当社の株主名簿に基づく数値です。異動後（本株式交換後、本第三者割当増資前）及び異動後（本第三者割当増資後）の数値については、連結子会社らの株主（当社を除きます。）が平成24年9月30日現在保有する連結子会社らの株式のすべてを当社が本株式交換により取得すること（すなわち、連結子会社らの株主による株式買取請求がなされないこと）及び当社株主からの株式買取請求がなされないこと、本第三者割当増資による割当数が、前記「2.(1). (オ)募集の方法又は割当方法」に記載されたとおりであること、並びに これら以外には平成24年10月1日以降に当社の株主の保有株式数に変動が生じていないこと、を前提として算出した数値です。本株式交換の結果（反対株主による株式買取請求の結果を含みます。）及び本第三者割当増資の最終的な条件により、異動後の数値に変更が生じる可能性があります。

(6) 今後の見通し

その他、前記「2.(6). 割当予定先の保有方針」をご参照下さい。

5 代表取締役の異動（見込み）

(1) 異動の理由

本事業再生計画に基づき、新たな経営体制の整備及び充実を図ることを目的とした旧経営体制からの移行の一環として、前述のとおり、当社の組織運営体制として、分散化した権限を集約するとともに意思決定の迅速化を図るために取締役を現状の6名から3名にスリム化し、外部招聘の取締役2名を含む新任の取締役を選任し、経営体制の刷新を図る予定です。本株主総会において、()本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認を得ることを前提に、当社の代表取締役である藤井博務は退任し、当社は、関係各位と協議の上、外部から招聘する森田俊一氏を新たに代表取締役に選任する予定です。

(2) 新旧代表取締役の氏名及び役職名

(新任) 氏名：森田 俊一（モリタ シュンイチ）

新・役職名：代表取締役社長

(退任) 氏名：藤井 博務（フジイ ヒロム）

旧・役職名：代表取締役社長

(3) 新任代表取締役の生年月日、略歴、所有株式

生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
昭和19年 10月29日	昭和42年4月 東洋鋼鋳株式会社 入社 平成8年6月 同社 本社商品開発部長 平成9年6月 同社 取締役 平成12年6月 同社 常務取締役 平成15年6月 同社 環境・技術・機能材料部門担当 平成16年6月 同社 専務取締役 平成18年4月 同社 取締役専務執行役員生産本部兼下松工場長 平成22年4月 徳山大学 理事（現任） 平成22年6月 東洋鋼鋳株式会社 顧問 平成24年3月 同社 退職	0

(4) 就任予定日

平成25年6月18日

(5) その他

該当事項はありません。

以上

別紙 1

発行要項

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類・数 | 普通株式346,750,000株(上限) |
| (2) 払込金額 | 1株につき金26円(下限) |
| (3) 払込金額の総額 | 合計9,015,500,000円(予定) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本の額
1株につき13円(総額金4,507,750,000円)
増加する資本準備金の額
1株につき13円(総額金4,507,750,000円) |
| (5) 募集方法 | 第三者割当の方法 |
| (6) 申込期日 | 平成25年8月27日 |
| (7) 払込期日 | 平成25年8月27日 |
| (8) 割当先及び割当先株式数 | 新日鐵住金(株) 普通株式94,246,000株
阪和興業(株) 普通株式79,883,000株
日鐵商事(株) 普通株式52,404,000株
エア・ウォーター(株) 普通株式46,885,000株
大阪瓦斯(株) 普通株式19,230,000株
大和P Iパートナーズ(株) 普通株式54,102,000株 |
| (9) 前記各号の他募集株式の発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役に一任する。 | |
| (10) 前記の各号については、本株主総会において、()本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資について承認がなされ、本株式交換及び当該定款変更の効力が生ずること、機構により本買取決定が行われること、並びに 本債権放棄が実行されることを条件としております。 | |

別紙 2

割当予定先の概要(1)

(平成24年3月31日現在)

(1)	名称	新日本製鐵株式会社		
(2)	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宗岡 正二		
(4)	事業内容	製鉄、エンジニアリング、化学、新素材、システムソリューションの各事業		
(5)	資本金	419,524百万円		
(6)	設立年月日	昭和25年4月1日		
(7)	発行済株式数	6,806,980株		
(8)	決算期	3月31日		
(9)	従業員数	60,508名		
(10)	主要取引先	日鐵商事株式會社、株式会社メタルワン、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社、豊田通商株式会社、日本鐵板株式会社		
(11)	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	10.4%	
		住友金属工業(株)	4.2%	
		シービーエイチケイ コリア セキュリティーズ デポジットリー	3.5%	
		日本生命保険(相)	3.3%	
		日本マスタートラスト信託銀行(株)	3.2%	
(12)	当社との関係 資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者への 該当状況	<p>当社の普通株式を9.80%保有しております。</p> <p>当社の取締役のうち、藤井博務氏は割当予定先の役職員出身者です。</p> <p>電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入等に関する取引関係があります。</p> <p>該当事項はありません。</p>		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）			
	決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
	純資産	2,335,676	2,380,925	2,347,343
	総資産	5,002,378	5,000,860	4,924,711
	1株当たり純資産（円）	293.18	295.84	290.77
	売上高	3,487,714	4,109,774	4,090,936
	営業利益	32,005	165,605	79,364
	経常利益	11,833	226,335	143,006
	当期純利益	11,529	93,199	58,471
	1株当たり当期純利益（円）	1.83	14.81	9.29
	1株当たり配当金（円）	1.5	3.0	2.5

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 新日本製鐵株式会社は、平成24年10月1日付けで住友金属工業株式会社と合併し、商号を新日鐵住金株式会社に
変更いたしました。

割当予定先の概要(2)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	阪和興業株式会社		
(2) 所在地	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号（登記上の本店所在地） 東京都中央区銀座六丁目18番2号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 北 修爾 代表取締役社長 古川 弘成		
(4) 事業内容	鉄鋼、鉄鋼原料、建材、非鉄金属、石油、化成品、食品、木材、セメント、機械の国内販売及び輸出入		
(5) 資本金	45,651百万円		
(6) 設立年月日	昭和22年4月1日		
(7) 発行済株式数	211,663,200株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	2,201名		
(10) 主要取引先	JX日鉱日石エネルギー株式会社、防衛省 HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO.,LTD. 清水建設株式会社、鹿島建設株式会社		
(11) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8.55%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.29%	
	株式会社三井住友銀行	3.61%	
	阪和興業取引先持株会	2.70%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2.65%	
(12) 当社との関係			
資本関係	当社の普通株式を0.55%保有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係に関する取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	106,855	110,458	115,956
総資産	443,444	532,797	582,404
1株当たり純資産（円）	512.16	529.65	548.22
売上高	1,166,281	1,396,103	1,564,250
営業利益	11,420	13,853	14,976
経常利益	9,412	13,490	13,116
当期純利益	11,579	5,793	4,632
1株当たり当期純利益（円）	55.46	27.95	22.35
1株当たり配当金（円）	12.00	12.00	12.00

(単位：百万円、特記しているものを除く。)

割当予定先の概要（3）

（平成24年3月31日現在）

(1) 名称	日鐵商事株式會社		
(2) 所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 今久保 哲大		
(4) 事業内容	鋼材、原燃料、機材等の商品の販売		
(5) 資本金	8,750百万円		
(6) 設立年月日	昭和52年8月2日		
(7) 発行済株式数	135,201,000株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	2,231名		
(10) 主要取引先	新日鐵住金株式会社、日鐵住金鋼板株式会社、NSMコイルセンター株式会社、南日本造船株式会社、日鐵住金建材株式会社		
(11) 大株主及び持株比率	新日鐵住金株式会社	32.53%	
	三井物産株式会社	25.02%	
	山内 正義	1.68%	
	日鐵商事社員持株会	1.65%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.56%	
(12) 当社との関係			
資本関係	当社の普通株式を1.29%保有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係に関する取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項ありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	48,509	55,967	58,189
総資産	309,698	332,390	333,358
1株当たり純資産（円）	291.90	319.60	645.44
売上高	919,691	1,079,508	1,087,512
営業利益	8,530	12,493	10,742
経常利益	7,883	12,753	11,232
当期純利益	5,245	7,432	6,876
1株当たり当期純利益（円）	37.83	54.38	50.70
1株当たり配当金（円）	7.00	7.00	7.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

割当予定先の概要(4)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	エア・ウォーター株式会社		
(2) 所在地	札幌市中央区北三条西一丁目2番地（登記上の本店所在地） 大阪市中央区南船場二丁目12番8号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 青木 弘		
(4) 事業内容	産業ガス関連、エレクトロニクス関連、ケミカル関連、医療関連、エネルギー関連並びにその他の製品・商品の製造・販売		
(5) 資本金	32,263百万円		
(6) 設立年月日	昭和4年9月		
(7) 発行済株式数	198,705,057株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	8,062名		
(10) 主要取引先	北海道エア・ウォーター株式会社、新日鐵住金株式会社 近畿エア・ウォーター株式会社、大同エアプロダクツ・エレクトロニクス株式会社、中部エア・ウォーター株式会社		
(11) 大株主及び持株比率	住友金属工業株式会社 5.03% 住友信託銀行株式会社 3.99% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 3.47% 株式会社三井住友銀行 3.12% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 2.99%		
(12) 当社との関係			
資本関係	当社の普通株式を0.35%保有しております。		
人的関係	当社から当該会社へ数名の職員の転籍があります。		
取引関係	液化酸素、液化窒素等液化ガスの仕入に関する取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	163,949	169,126	182,699
総資産	392,758	407,639	430,547
1株当たり純資産（円）	789.89	822.05	873.78
売上高	426,357	471,809	492,679
営業利益	28,202	31,268	31,672
経常利益	29,020	32,958	33,601
当期純利益	13,916	11,680	17,167
1株当たり当期純利益（円）	73.64	61.24	89.35
1株当たり配当金（円）	22.00	22.00	22.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

割当予定先の概要(5)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	大阪瓦斯株式会社		
(2) 所在地	大阪市中央区平野町四丁目1番2号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 尾崎 裕		
(4) 事業内容	ガスの製造、供給および販売、LPGの供給および販売、電力の発電、供給および販売、ガス機器の販売、ガス工事の受注		
(5) 資本金	132,166百万円		
(6) 設立年月日	明治30年4月		
(7) 発行済株式数	2,083,400,000株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	19,818名		
(10) 主要取引先	三井化学株式会社、関西電力株式会社、日本電気硝子株式会社、山陽特殊製鋼株式会社、伊丹産業設備株式会社		
(11) 大株主及び持株比率	日本生命保険相互会社	5.19%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.68%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.46%	
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.36%	
	株式会社りそな銀行	2.53%	
(12) 当社との関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	都市ガスの仕入関係に関する取引があります。		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	690,561	688,695	708,904
総資産	1,483,895	1,437,297	1,475,759
1株当たり純資産（円）	310.39	319.33	328.77
売上高	1,096,628	1,187,142	1,294,781
営業利益	91,140	88,584	77,274
経常利益	84,806	82,372	75,694
当期純利益	48,384	45,968	45,207
1株当たり当期純利益（円）	22.50	21.62	21.71
1株当たり配当金（円）	7.00	8.00	8.00

(単位：百万円、特記しているものを除く。)

割当予定先の概要(6)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	大和P I パートナーズ株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウ ノースタワー		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川崎 恵一		
(4) 事業内容	不良債権投資、プライベート・エクイティ投資、その他ファンド組成・運営業務を中心とした投資ビジネス		
(5) 資本金	120億円		
(6) 設立年月日	1998年12月		
(7) 発行済株式数	470,000株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	約50名		
(10) 主要取引先	該当なし		
(11) 大株主及び持株比率	株式会社大和インベストメント・マネジメント		95%
	大和証券キャピタル・マーケット株式会社		
	(現 大和証券株式会社)		5%
(12) 当社との関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	58,173	27,210	27,519
総資産	60,664	29,607	57,737
1株当たり純資産(円)	123,773	57,895	58,552
売上高	106,196	875	7,102
営業利益	82,952	214	2,355
経常利益	83,082	427	2,736
当期純利益	64,864	481	2,500
1株当たり当期純利益(円)	138,010	1,023	5,320
1株当たり配当金(円)	73,773	0	0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

別紙 3

割当予定先の保有方針

(1) 新日鐵住金株式会社	当社は、新日鐵住金株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、新日鐵住金株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を当社の事前の承諾なくして第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社に対して事前に通知し、当社より要請があれば当社との協議に応じること、但し、当社が当該割当予定先の持分法適用関係会社となることを回避するために、必要な範囲で処分するときはこの限りではないが、新日鐵住金株式会社の保有する当社株式に係る議決権の保有割合が当社の総株主の議決権の14.90%を下回らないものとする旨の確認書を受領しております。
(2) 阪和興業株式会社	当社は、阪和興業株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、阪和興業株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。
(3) 日鐵商事株式會社	当社は、日鐵商事株式會社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、日鐵商事株式會社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。
(4) エア・ウォーター株式会社	当社は、エア・ウォーター株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、エア・ウォーター株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。
(5) 大阪瓦斯株式会社	当社は、大阪瓦斯株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、大阪瓦斯株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。
(6) 大和P I パートナーズ株式会社	当社は、大和P I パートナーズ株式会社が機構の当社に係る再生支援決定に係るすべての再生支援を完了した日又は機構による支援決定日から3年後の応答日のいずれか早い日までは、大和P I パートナーズ株式会社が本第三者割当増資により取得する当社株式を当社の事前の承諾なくして第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社に対して事前に通知し、当社より要請があれば当社との協議に応じる旨の確認書を受領しております。

なお、当社は、当該割当予定先より、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

以上

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第118期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第118期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年7月9日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第119期第3四半 期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、前記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し
て提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続
等ガイドライン）A4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

株式会社中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 乾 一 良指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 畑 孝 英指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 野 豊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において4,968百万円の営業損失を計上し、3期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社中山製鋼所の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社中山製鋼所が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 安弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中畑 孝英指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において3期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上するに至り、当第3四半期連結累計期間においても3,792百万円の営業損失、4,926百万円の経常損失、5,850百万円の四半期純損失を計上し、また、借入金元本の返済猶予を受けていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月28日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 乾 一 良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 畑 孝 英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 野 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第118期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、当事業年度において6,571百万円の営業損失を計上し、3期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。